

第3次草津市自殺対策 行動計画

かけがえのない“いのち”を
大切にする社会の実現を目指して

草津市

はじめに

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、健康問題や経済・生活問題など、様々な社会的な要因があることが知られています。わが国の自殺者数は平成 22（2010）年以降減少傾向にありますが、毎年自殺者は依然として 2 万人を超える水準で推移しており、本市においても、毎年尊いいのちが自殺によって失われているという深刻な状況があります。



国は、平成 28（2016）年 4 月に「自殺対策基本法」を改正し、すべての自治体に対し、「生きることの包括的な支援」を基本理念とする自殺対策計画の策定を義務づけました。また、国では、令和 4（2022）年 10 月に自殺総合対策大綱を見直され、県においても、令和 5（2023）年 3 月に滋賀県自殺対策計画が改定されています。

本市においては、「かけがえのない“いのち”を大切にできる社会の実現」に向け、平成 26（2014）年 2 月に草津市自殺対策行動計画を、平成 31（2019）年 3 月に第 2 次草津市自殺対策行動計画を策定し、自殺対策を推進してまいりました。このたび、計画期間の終期を迎えることから、現計画の評価、現状分析を踏まえ、計画の見直しを行い、刻々と変化する社会情勢に対応し、自殺対策を一層推進するため、「第 3 次草津市自殺対策行動計画（令和 6 年度～令和 10 年度）」を策定しました。今後は、新たな計画に基づき、引き続き「かけがえのない“いのち”を大切にできる社会の実現」を目指し、市民、地域や職場、教育機関や関係機関・民間団体と行政がこれまで以上に連携し、自殺対策を総合的に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見を頂きました「草津市自殺対策推進会議」の皆様をはじめ、関係各位に深く感謝し、お礼を申し上げますとともに、引き続き、計画の実現に向けて御支援、御協力いただきますようお願い申し上げます。

令和 6 年 3 月

草津市長 **橋 川 渉**



目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画策定体制.....	3
5 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進.....	4
6 ICT・デジタル化への対応.....	4
第2章 草津市における自殺の現状.....	5
1 自殺統計の分析からみた現状.....	6
（1）自殺者数.....	7
（2）自殺死亡率.....	7
（3）性別・年齢階級別状況.....	8
（4）原因・動機別状況.....	9
（5）職業別状況.....	9
（6）自殺未遂歴の有無.....	10
（7）新型コロナウイルス感染症まん延後の自殺の状況.....	10
（8）「地域自殺実態プロファイル」における草津市の特徴.....	11
（9）死因順位別にみた年齢階級別死因割合.....	11
2 自殺未遂者支援からみる現状.....	12
3 アンケート調査結果からみた現状.....	13
（1）どのようなことにストレスを感じているか 市民	14
（2）身近に悩みごと等を相談できる人はいるか 市民 企業 大学 高校	15
（3）悩みを抱えたりストレスを感じたときに、誰かに悩みを相談したり、助けを求め ることにためらいを感じるか 市民 高校	16
（4）誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる理由 市 民	17
（5）「ゲートキーパー」の言葉や言葉の意味を知っているか 市民	18
（6）新型コロナウイルス感染症流行前の1年間（2019年）と、昨年の1年間（2022 年）を比べて、感染症の影響による生活習慣等の変化はあったか.....	19
第3章 第2次草津市自殺対策行動 計画の取組と評価.....	22
1 数値目標における評価について.....	23
2 第2次行動計画における基本方針等について.....	23
3 基本方針・基本施策ごとの評価.....	24
第4章 計画の基本的な方向.....	32
1 基本目標.....	33
2 基本認識.....	33
3 基本方針.....	34
4 施策の体系.....	35
5 数値目標.....	36
6 評価指標.....	36
第5章 施策の展開.....	37

基本施策 1	自殺の実態を明らかにする	- 38 -
基本施策 2	健やかなところをはぐくむ	- 39 -
基本施策 3	一人ひとりの気づきと見守りによる孤立しない地域づくりを行う ...	- 42 -
基本施策 4	子ども・若者の自殺対策を推進する	- 46 -
基本施策 5	女性の自殺対策を推進する	- 51 -
基本施策 6	高齢者の自殺対策を推進する	- 53 -
基本施策 7	生活困窮者の自殺対策を推進する	- 55 -
基本施策 8	自殺未遂者の再度の企図を防ぐ	- 57 -
基本施策 9	遺された人への支援を充実する	- 58 -
基本施策 10	自殺予防を支える相談・支援を充実する	- 59 -
基本施策 11	市内・地域における連携を強化し、自殺対策をすすめる	- 64 -
第 6 章	推進に向けて	- 65 -
1	自殺対策の推進における各主体の役割	- 66 -
	(1) 市民・家庭の役割	- 66 -
	(2) 教育機関の役割	- 66 -
	(3) 地域の役割	- 66 -
	(4) 職場・企業の役割	- 66 -
	(5) 関係機関・民間団体の役割	- 66 -
	(6) 行政の役割	- 67 -
2	計画の推進体制	- 67 -
	(1) 草津市自殺対策推進会議	- 67 -
	(2) 草津市自殺対策関係課会議	- 68 -
3	計画の公表および周知	- 68 -
資料編	- 70 -
用語集	- 73 -

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、平成10年以降自殺者数が3万人前後の高い水準で推移し、自殺は深刻な社会問題となりました。平成18年10月に自殺対策基本法が施行、平成19年6月に自殺総合対策大綱が閣議決定されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」として認識されるようになり、国を挙げて自殺対策がすすめられたことにより、平成25年以降は減少傾向となりました。しかし、依然として自殺者数は2万人を超える水準で推移しており、更なる自殺対策の強化に向けて、平成28年4月に自殺対策基本法が改正されて以降、平成29年、令和4年に自殺総合対策大綱が見直され、平成30年3月に滋賀県自殺対策計画が策定、令和5年3月に改定されています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、総合的に推進することが重要です。

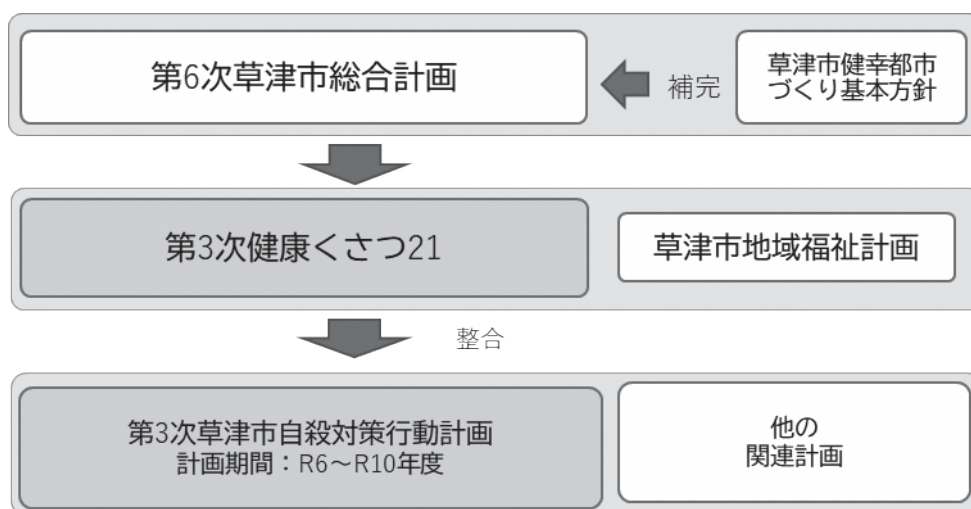
本市においては、毎年20人を超える自殺者がある状況を踏まえ、平成26年に「草津市自殺対策行動計画」（平成26年度～平成30年度）を、平成31年には「第2次草津市自殺対策行動計画」（平成31年度～令和5年度）を策定し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方向を定め、関連する分野との連携や協働により、自殺ゼロを目指した取組をすすめてまいりました。令和5年度に、現行の第2次草津市自殺対策行動計画が最終年度を迎えることから、これまでの計画の評価、現状分析を行うとともに、新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念、国や県の動向等を踏まえ、自殺対策基本法による市町村自殺対策計画として、「第3次草津市自殺対策行動計画」を策定いたします。

2 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画であり、本市の自殺対策を推進するための行動計画として策定するものです。

また、「第6次草津市総合計画」や「草津市健幸都市づくり基本方針」をはじめ、「第3次健康くさつ21」等、関連する他の計画と連携をはかりながら総合的に自殺対策を推進します。

「草津市自殺対策行動計画」と他の計画との関連図



3 計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。なお、この計画は、自殺対策基本法または自殺総合対策大綱が見直された場合はもとより、社会経済情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行います。

H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
第1次草津市自殺対策行動計画					第2次草津市自殺対策行動計画					第3次草津市自殺対策行動計画				

4 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、幅広い観点からの計画とするため、市民の代表、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認めた者で構成された「草津市自殺対策推進会議」において審議を行いました。また、ホームページ等を活用してパブリックコメントを実施し、市民の意見の反映に努めました。

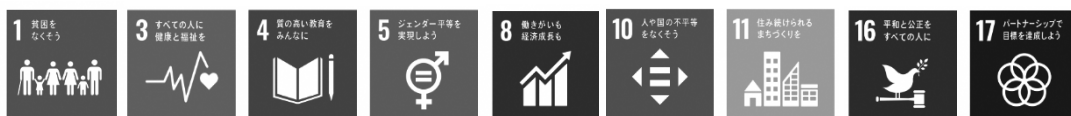
5 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。

国の「自殺総合対策大綱」において、『自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての理念も持ち合わせるものである』とされており、本計画に掲げる施策の推進が、SDGsの目的の達成に資するものとして位置づけます。



本計画では、「3. すべての人に健康と福祉を」「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」等を関連目標として掲げ、SDGsの視点を踏まえた取組をすすめます。



6 ICT・デジタル化への対応

新型コロナウイルス感染症等による社会経済状況の変化により、これまで以上に自殺対策を総合的に推進していくことが求められています。また、新たな働き方や生活様式が定着しつつある中、ICTの活用やデジタル技術を活用した対策が求められており、本市における自殺対策においても、かけがえのないのちを大切にする社会の実現に向け、デジタルツールの活用などのデジタル化を推進します。

第2章 草津市における自殺の現状

1 自殺統計の分析からみた現状

自殺の実態の把握・分析について

自殺対策の効果的な推進のためには、自殺の現状の正確な把握が必要であり、本計画の策定にあたっては、厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及び厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センターが各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロフィール」等を活用し、多角的な視点で現状の把握・分析に努めました。

なお、第2次草津市自殺対策行動計画においては、死亡小票（厚生労働省が実施する人口動態調査の死亡に関する調査票である死亡票に基づいて作成され保健所で管理されるもの）をもとに実態分析を行ってきましたが、下記の違いがあることを踏まえ、国等との比較を正確に行うことができるよう、本計画においては警察庁の「自殺統計」に基づき集計された「地域における自殺の基礎資料」による値を用いています。

各統計の概要及び統計データの留意点

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

警察庁の「自殺統計」をもとに、厚生労働省自殺対策推進室により、全国・都道府県・市町村の自殺者（外国人を含む）について再集計したものです。資料は、自殺日、発見日、住居地、発見地をクロス集計して4パターンで集計しており、本計画においては、自殺日・住居地のデータを用いています。

自殺統計と人口動態統計の違い

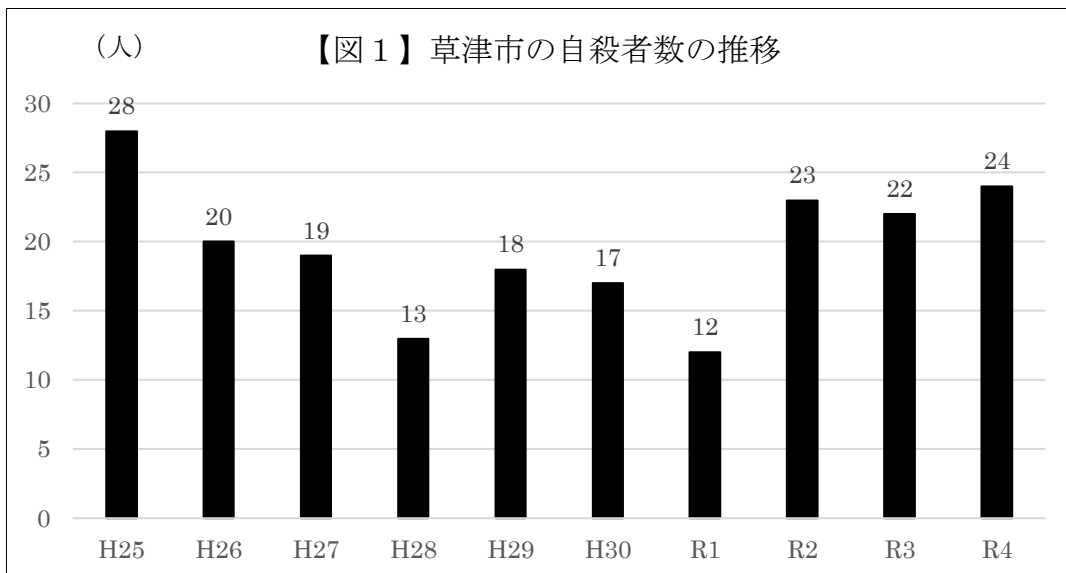
「自殺統計」は、外国人を含み、「人口動態統計」は日本人のみです。また、「自殺統計」は、捜査等により自殺であると判明した時点で計上しているのに対し、「人口動態統計」は自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは原因不明の死亡等で処理しており、後日原因が判明し、死亡診断書等の作成者から自殺の旨の訂正報告があった場合には、遡って自殺に計上しています。

本計画における統計データの留意点

本計画における自殺者数および自殺死亡率は、警察庁の「自殺統計」に基づき集計された「地域における自殺の基礎資料」による値を用いていますが、死亡小票をもとに実態を分析しておりました第2次行動計画の評価（第3章-1）に限り、死亡小票による自殺死亡率を用いています。

(1) 自殺者数

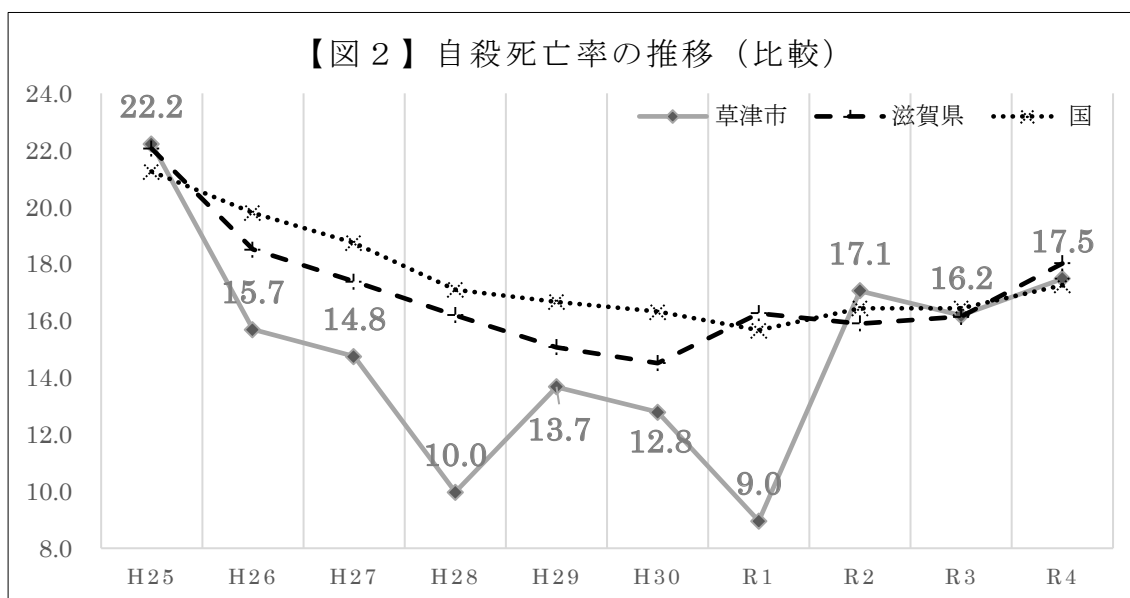
令和元年には近年最少の 12 人となりましたが、令和 2 年以降自殺者数は 20 人を超えています (図 1)。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 自殺死亡率

草津市の人口 10 万人当たりの自殺者数 (以下「自殺死亡率」) は、国や県と比べて低く推移してきましたが、令和 2 年以降は高く、国や県と同程度です (図 2)。



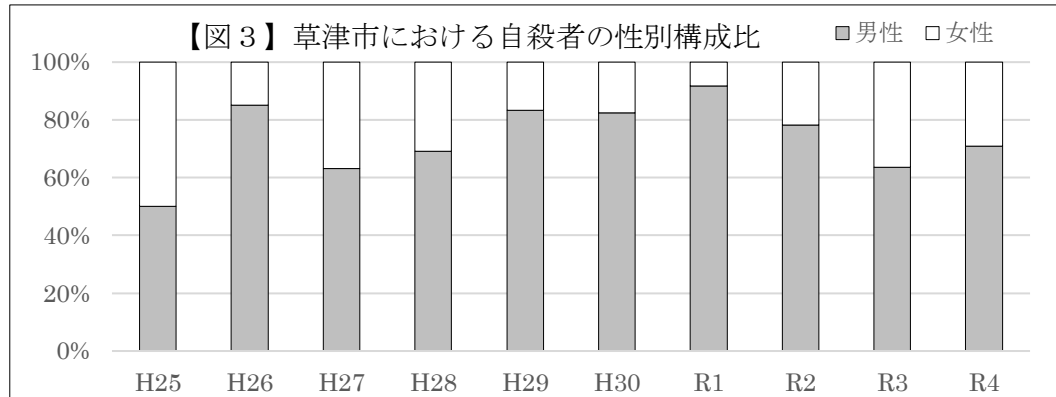
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(3) 性別・年齢階級別状況

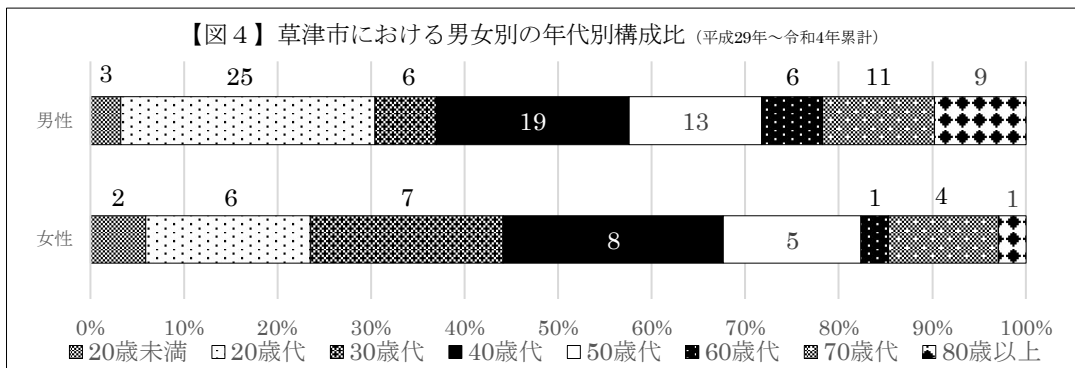
女性の自殺者数は男性に比べ低く推移しているものの、女性の割合は令和2年以降2年連続で増加し、令和4年は3割を占めています(図3)。

男女別累計では、男性は20歳代、40歳代、50歳代、女性は40歳代、30歳代、20歳代の順で多いです(図4)。

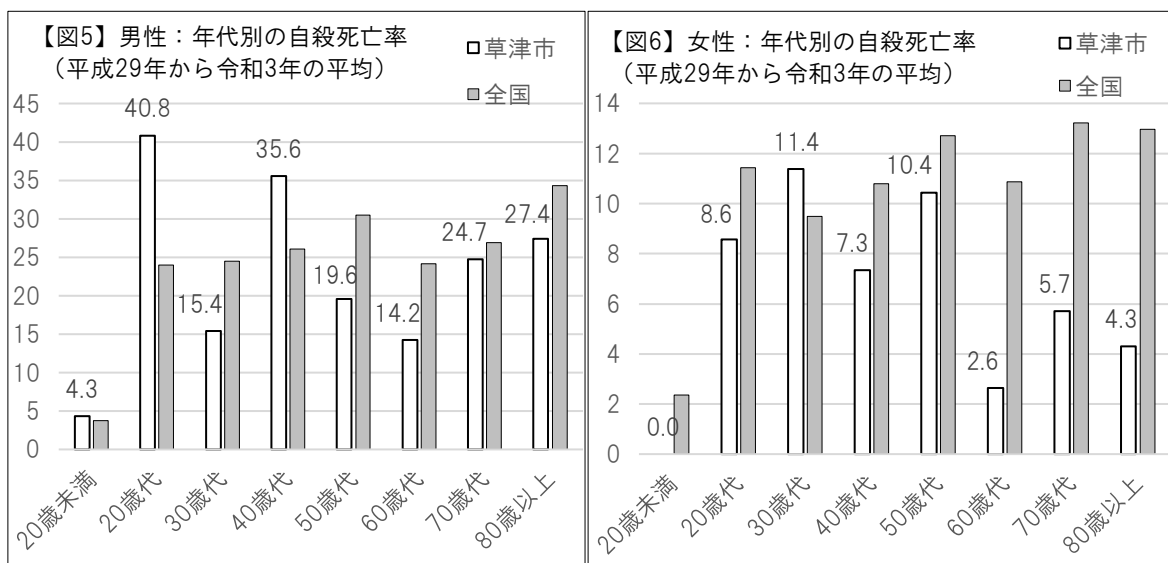
全国との比較では、男性は20歳未満、20歳代、40歳代が、女性は30歳代の自殺死亡率が高いです(図5、図6)。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



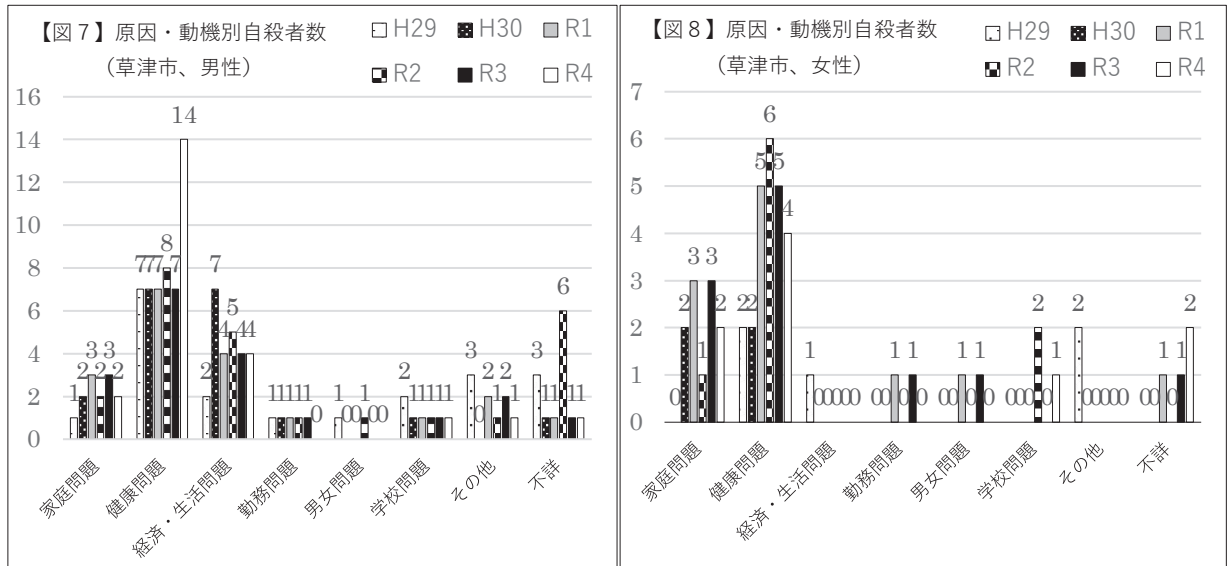
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



資料：いのち支える自殺対策総合推進センター「地域自殺実態プロファイル (2022)」

(4) 原因・動機別状況

平成29年から令和4年における原因・動機別自殺者数は、男性は「健康問題」「経済・生活問題」、女性は「健康問題」「家庭問題」が多くを占めます(図7、図8)。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5) 職業別状況

平成29年から令和3年の職業別自殺者数は、「被雇用・勤め人」が最も多く、次いで「年金・雇用保険等生活者」「その他の無職者」が多いです(表1)。

「その他の無職者」には、精神疾患や身体疾患、ひきこもり等の背景によって就労が困難な状況にある人も含まれるものと考えられます。

有職者の自殺の内訳では、「被雇用・勤め人」の割合が全国より高いです(表2)。

(人)

	自営業・家族従業者	被雇用・勤め人	学生・生徒等	主婦	失業者	年金・雇用保険等生活者	その他の無職者	不詳
H29	0	7	3	1	0	5	2	0
H30	3	5	2	0	1	4	2	0
R1	0	6	1	1	0	1	3	0
R2	2	5	4	2	0	5	5	0
R3	0	9	2	2	1	2	6	0
R4	8		5	2	0	8	1	0

【表1】職業別自殺者数

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

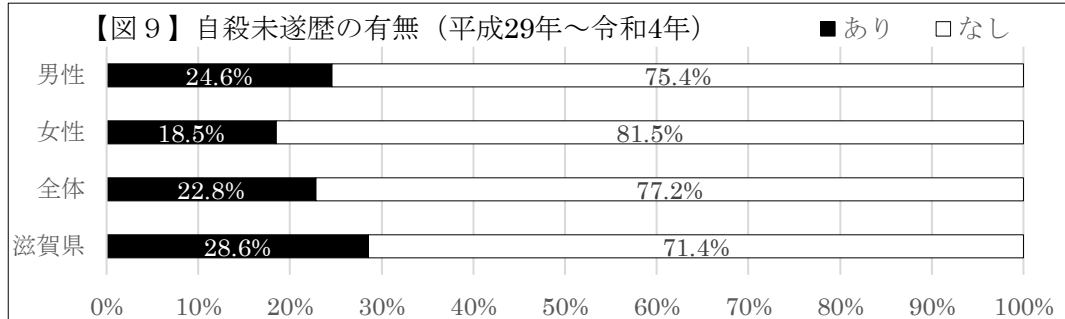
職業	草津市	全国
自営業・家族従業者	13.5%	17.5%
被雇用者・勤め人	86.5%	82.5%
合計	100.0%	100.0%

【表2】有職者の自殺の内訳(平成29年から令和3年の合計)

資料：いのち支える自殺対策総合推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

(6) 自殺未遂歴の有無

自殺者のうち、亡くなる前に自殺未遂の経験があった人は、滋賀県と比較するとやや低いものの、2割を超えています。男性は、女性より自殺未遂歴ありの割合が高く、概ね4人に1人です(図9)。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(7) 新型コロナウイルス感染症まん延後の自殺の状況

わが国における自殺の概況および自殺対策の実施状況について示された「令和4年版自殺対策白書」によると、新型コロナウイルス感染症まん延後の自殺の状況として、令和2年と令和3年の自殺者数について、感染拡大前5年平均自殺者数との比較において、以下のように報告があります。

- ▶ 男性は減少しているのに対し、女性は増加している。
- ▶ 男女ともに20歳未満、20歳代における自殺者数が増加する中、特に女性の増加が著しい。
- ▶ 有職の女性について、50歳代までの年齢階級を中心に増加。無職の女性においても同居人なしの場合は多くの年齢階級で増加。その背景には、仕事と家庭の両立に係る生活環境の変化等や、感染拡大によって大きく変化した労働市場が影響している可能性が考えられる。
- ▶ 同居人なしの有職男性全般、無職男性の高齢者層などで増加。感染拡大下において行動面の制約等がある中で一人で悩みを抱えてしまった可能性が考えられる。

(8) 「地域自殺実態プロファイル」における草津市の特徴

草津市における自殺の実態について、「地域自殺実態プロファイル」により、自殺で亡くなる人の割合が多い属性の上位5位が示されています。仕事や生活困窮、家族や周囲との人間関係の悩みからうつ状態となり、自殺につながるケースが多いです（表3）。

また、この属性情報などから、草津市の自殺対策における重点対象者として、「勤務・経営」、「高齢者」、「生活困窮者」、「子ども・若者」、「無職者・失業者」が挙げられています。これらの対象者については、自殺対策にかかる支援を重点的に展開していくことが求められます。

上位5区分	自殺者数	割合	自殺死亡率	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 40～59歳有職同居	12	13.0%	15.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性 60歳以上無職同居	8	8.7%	18.8	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:男性 20～39歳無職同居	7	7.6%	52.6	【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
4位:男性 20～39歳無職独居	7	7.6%	51.1	【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
5位:男性 20～39歳有職同居	7	7.6%	17.0	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

【表3】自殺者の特徴（平成29年～令和3年合計）資料：いのちを支える自殺対策総合推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」
区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順。
「自殺死亡率」の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基に自殺対策総合推進センターにて推計したもの。
「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したものであり、自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例。

(9) 死因順位別にみた年齢階級別死因割合

滋賀県における年齢階級別の死因割合は、10歳～44歳までの死因の1位が自殺であり、15～19歳と20代では全死亡者数の半数以上を占めています。（令和3年）

年齢階級	1位	率 (%)	2位	率 (%)	3位	率 (%)
10～14歳	自殺	28.6	悪性新生物	28.6	不慮の事故	28.6
15～19歳	自殺	61.5	悪性新生物	7.7	神経性の疾患	7.7
20～24歳	自殺	52.6	悪性新生物	15.8	その他の外因	10.5
25～29歳	自殺	63.6	心疾患（高血圧症を除く）	12.1	不整脈及び伝導障害	9.1
30～34歳	自殺	38.5	悪性新生物	17.9	心疾患（高血圧症を除く）	7.7
35～39歳	自殺	31.1	悪性新生物	31.1	不慮の事故	8.9
40～44歳	自殺	38.3	悪性新生物	21.7	心疾患（高血圧症を除く）	10.0
45～49歳	悪性新生物	39.1	自殺	13.3	心疾患（高血圧症を除く）	13.3
50～54歳	悪性新生物	39.0	心疾患（高血圧症を除く）	16.0	自殺	9.1
55～59歳	悪性新生物	45.2	心疾患（高血圧症を除く）	15.7	自殺	6.5
60～64歳	悪性新生物	47.2	心疾患（高血圧症を除く）	14.3	急性心筋梗塞	6.6

【表4】滋賀県における年齢階級別の死因割合 資料：滋賀県自殺対策計画

※10～14歳における自殺・悪性新生物・不慮の事故、35～39歳における自殺・悪性新生物、45～49歳における自殺・心疾患（高血圧症を除く）は同率です。

2 自殺未遂者支援からみる現状

滋賀県が実施する湖南いのちサポート相談事業等を通じて把握した自殺未遂者について分析を行いました。

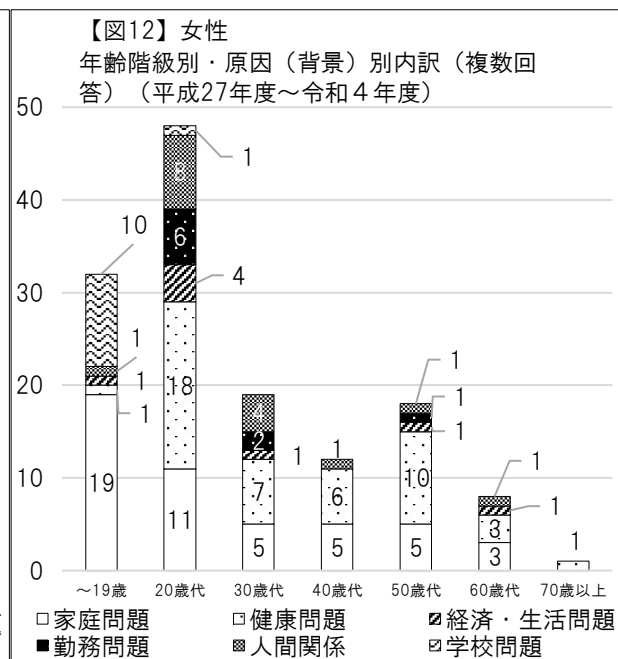
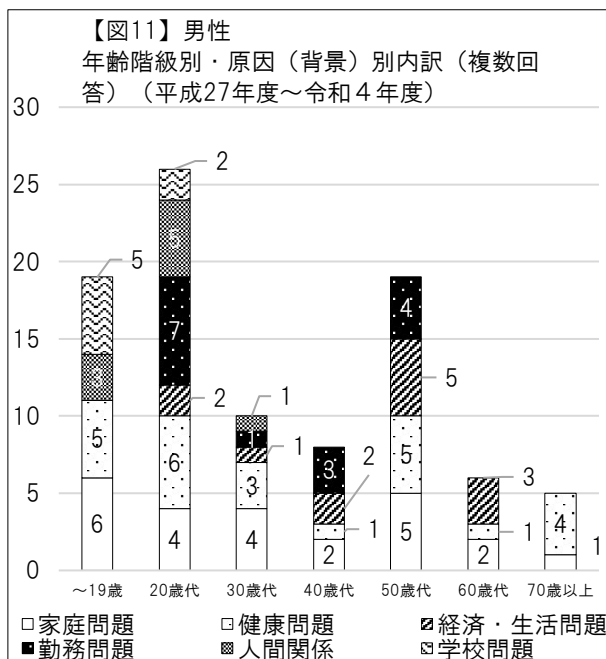
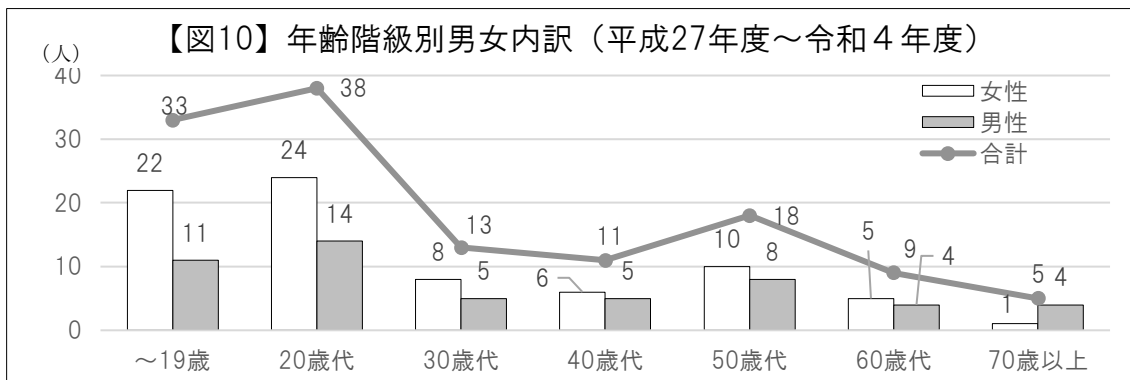
～ 湖南いのちサポート相談事業 ～

湖南圏域（草津市、守山市、栗東市、野洲市）の救急告示病院を受診した自殺未遂者やその家族に対して相談支援を行い、再企図を防止することを目的とした相談事業。

自殺未遂者数は、女性の割合が高いです。年齢階級別では、男女ともに20歳代が最も多く、ついで19歳以下が多いです。原因・背景は、男女ともに健康問題と家庭問題が多く、19歳以下では、家庭問題に次いで学校問題が多いです（表5、図10～12）。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
男性	2	9	5	6	9	6	7	7	51
女性	9	9	10	8	9	11	9	11	76
合計	11	18	15	14	18	17	16	18	127

【表5】新規に把握した自殺未遂者数



3 アンケート調査結果からみた現状

本計画等における施策の企画・立案に向けた基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

1 調査の実施概要

アンケートの種類	対象者	
市民の健康に関するアンケート調査	市民	18～74歳の草津市民 3,000人 を無作為抽出
健康に関する実態把握アンケート調査	高校生	市内高校在学生徒（2年生）
	大学生	市内大学、健康づくり推進協議会委員所属大学在学生徒（任意協力者）
	企業	草津市健幸都市宣言賛同事業所 従業員（任意協力者）

【調査方法】 市民：アンケート用紙回答・WEB（スマートフォン、パソコン）回答
 高校生：アンケート用紙回答
 大学生：WEB（スマートフォン、パソコン）回答のみ
 企業：WEB（スマートフォン、パソコン）回答のみ

【調査時期】 令和5年1月～2月

2 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民	3,000通	1,165通（うちWEB回答 420通）	38.8%
高校生	—	1,367通	—
大学生	—	97通	—
企業	—	651通	—

3 回答属性 (%)

性別	男性	女性	無回答
市民	43.4	54.4	2.2
高校生	50.5	42.5	6.9
大学生	40.2	58.8	1.0
企業	74.8	24.3	0.9

	(%)							
	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65歳以上	無回答
市民	2.1	9.9	13.0	21.4	18.2	9.9	24.3	1.2
高校生	100	-	-	-	-	-	-	-
大学生	12.4	79.4	-	6.2	1.0	1.0	-	-
企業	-	12.0	22.0	25.8	29.6	10.3	0.3	-

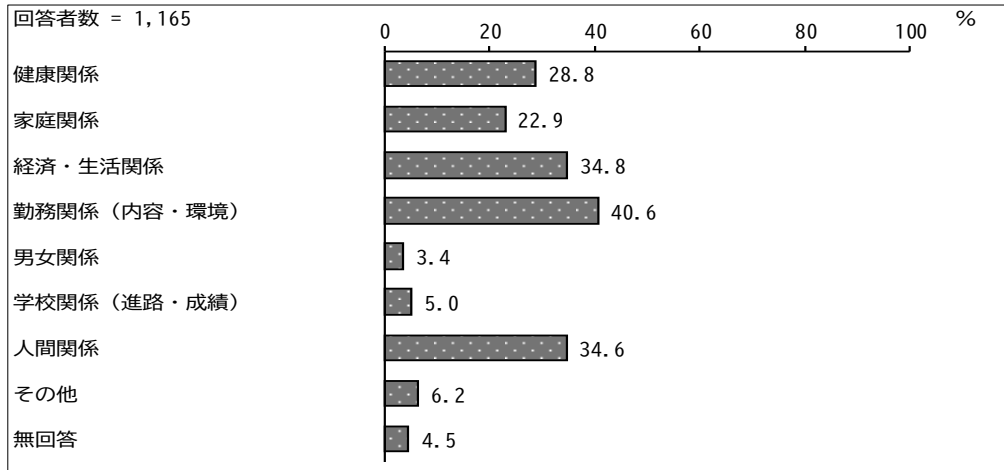
調査結果参照の際の注意点

回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示しています。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(1) どのようなことにストレスを感じているか **市民**

「勤務関係（内容・環境）」の割合が4割と最も高く、次いで「経済・生活関係」、「人間関係」が高いです。男女別・年齢階級別にみると、男女ともに、65歳以上は「健康関係」の割合が高いです（図13、表6）。

【図13】 **市民** どのようなことにストレスを感じるか



単位：%

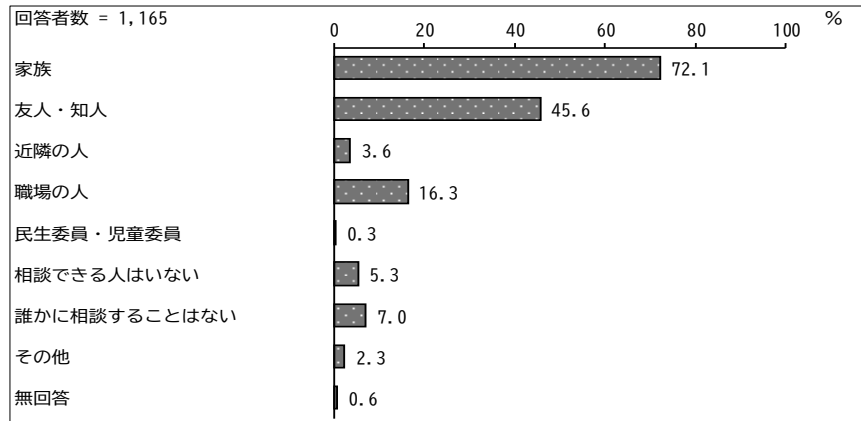
区分	回答者数 (件)	健康関係	家庭関係	経済・生活関係	勤務関係 (内容・環境)	男女関係	学校関係 (進路・成績)	人間関係	その他	無回答
全体	1,165	28.8	22.9	34.8	40.6	3.4	5.0	34.6	6.2	4.5
男性 19歳以下	13	7.7	15.4	30.8	23.1	15.4	38.5	46.2	7.7	-
20歳代	46	17.4	8.7	26.1	65.2	6.5	6.5	30.4	-	4.3
30歳代	66	10.6	24.2	34.8	68.2	10.6	1.5	37.9	1.5	4.5
40歳代	105	17.1	16.2	31.4	72.4	5.7	1.9	31.4	3.8	2.9
50歳代	93	29.0	18.3	35.5	65.6	5.4	-	43.0	3.2	4.3
60~64歳	57	26.3	12.3	35.1	43.9	3.5	-	31.6	8.8	3.5
65歳以上	125	44.0	14.4	37.6	9.6	0.8	-	22.4	13.6	7.2
女性 19歳以下	10	10.0	30.0	30.0	10.0	10.0	80.0	40.0	-	-
20歳代	68	23.5	13.2	35.3	58.8	2.9	8.8	39.7	7.4	1.5
30歳代	85	23.5	30.6	40.0	43.5	3.5	10.6	34.1	3.5	2.4
40歳代	140	27.1	30.0	36.4	47.1	3.6	12.9	35.7	1.4	2.9
50歳代	117	29.1	29.1	35.9	34.2	0.9	4.3	35.0	6.0	5.1
60~64歳	58	24.1	36.2	34.5	25.9	-	-	43.1	13.8	3.4
65歳以上	155	49.0	29.0	32.9	10.3	0.6	0.6	36.1	9.0	7.1

【表6】 **市民** どのようなことにストレスを感じるか（男女別・年齢階級別）

(2) 身近に悩みごと等を相談できる人はいるか **市民** **企業** **大学** **高校**

「家族」や「友人・知人」が高い一方、「相談できる人はいない」は、50歳代男性、19歳以下女性で1割を超え、「誰かに相談することはない」は、19歳以下の女性では4割を占めます(図14、表7)。

【図14】 **市民** 身近に悩みごと等を相談できる人はいるか



単位：%

区分	(件) 回答者数	家族	友人・知人	近隣の人	職場の人	委員・児童委員	民生委員	相談できる人はいない	誰かに相談することはない	その他	無回答
全体	1,165	72.1	45.6	3.6	16.3	0.3	5.3	7.0	2.3	0.6	
男性 19歳以下	13	69.2	61.5	-	7.7	-	-	7.7	-	-	
20歳代	46	67.4	58.7	-	34.8	-	6.5	-	4.3	-	
30歳代	66	66.7	31.8	4.5	25.8	-	7.6	15.2	1.5	-	
40歳代	105	70.5	27.6	1.0	21.9	1.0	8.6	9.5	1.0	1.0	
50歳代	93	55.9	21.5	-	21.5	-	10.8	12.9	1.1	-	
60~64歳	57	71.9	33.3	1.8	8.8	-	5.3	8.8	-	-	
65歳以上	125	70.4	24.0	4.0	4.0	1.6	5.6	10.4	4.0	1.6	
女性 19歳以下	10	40.0	40.0	-	-	-	10.0	40.0	-	-	
20歳代	68	75.0	76.5	1.5	13.2	-	4.4	1.5	4.4	-	
30歳代	85	85.9	67.1	2.4	21.2	-	3.5	3.5	1.2	-	
40歳代	140	83.6	53.6	4.3	23.6	0.7	2.1	4.3	2.9	-	
50歳代	117	70.1	65.8	2.6	22.2	-	5.1	0.9	0.9	0.9	
60~64歳	58	79.3	51.7	6.9	10.3	-	3.4	6.9	1.7	-	
65歳以上	155	71.0	46.5	9.0	3.9	-	3.9	5.8	3.9	1.3	

【表7】 **市民** 身近に悩みごと等を相談できる人はいるか (男女別・年齢階級別)

高校生、大学生は、「友人・知人」の割合が「家族」より高く、高校生では、「誰かに相談することはない」の割合は1割を超えています(表8)。

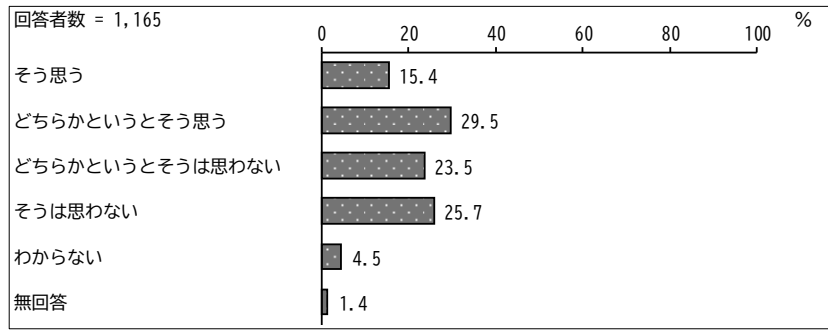
区分	(件) 回答者数	家族	友人・知人	の先生・学校の先生	僚や学校の先生	職場の人	ない人	相談できる人はいない	と談はすはるこ	誰かに相談することはない	その他	無回答
企業	651	75.4	41.9	-	30.6	-	4.9	8.9	0.6	0.6	-	
大学	97	72.2	76.3	-	10.3	-	4.1	7.2	2.1	-		
高校	1,367	64.2	65.4	-	13.5	-	2.5	13.6	1.0	-		

【表8】 **企業** **大学** **高校** 身近に悩みごと等を相談できる人はいるか

(3) 悩みを抱えたりストレスを感じたときに、誰かに悩みを相談したり、
助けを求めることにためらいを感じるか **市民** **高校**

「そう思う」、「どちらかというと思う」が5割近くを占めます。
男女別・年齢階級別にみると、19歳以下の女性で「そう思う」の割合が
特に高く4割です（図15、表9）。

【図15】**市民** 悩みを抱えたりストレスを感じたときに、誰かに悩みを相談したり、
助けを求めることにためらいを感じるか



単位：%

区分	(件) 回答者数	そう 思う	そとど うい うら とか	わ な い そとど うい ち う ら わ と か	わ な い そ う は 思	い わ か ら な	無 回 答
全 体	1,165	15.4	29.5	23.5	25.7	4.5	1.4
男性 19歳以下	13	15.4	30.8	15.4	38.5	—	—
20歳代	46	19.6	19.6	23.9	32.6	4.3	—
30歳代	66	13.6	33.3	27.3	16.7	7.6	1.5
40歳代	105	21.0	33.3	20.0	21.9	3.8	—
50歳代	93	24.7	28.0	21.5	20.4	5.4	—
60～64歳	57	14.0	31.6	28.1	22.8	3.5	—
65歳以上	125	10.4	31.2	20.0	29.6	5.6	3.2
女性 19歳以下	10	40.0	20.0	30.0	—	10.0	—
20歳代	68	19.1	23.5	19.1	33.8	4.4	—
30歳代	85	11.8	29.4	25.9	31.8	1.2	—
40歳代	140	17.1	28.6	25.0	27.9	1.4	—
50歳代	117	14.5	25.6	28.2	25.6	4.3	1.7
60～64歳	58	12.1	31.0	27.6	20.7	8.6	—
65歳以上	155	9.7	33.5	23.2	23.9	5.2	4.5

【表9】**市民** 悩みを抱えたりストレスを感じたときに、誰かに悩みを相談したり、
助けを求めることにためらいを感じるか（男女別・年齢階級別）

高校生は、「そう思う」、「どちらかというと思う」と答えた人の割合は市民アンケートの結果と比べて低く、2割程度です（表10）。

区分	(件) 回答者数	そう 思う	そとど うい うら とか	わ な い そとど うい ち う ら わ と か	わ な い そ う は 思	い わ か ら な	無 回 答
高校	1,367	1.1	18.4	26.6	15.1	28.9	9.9

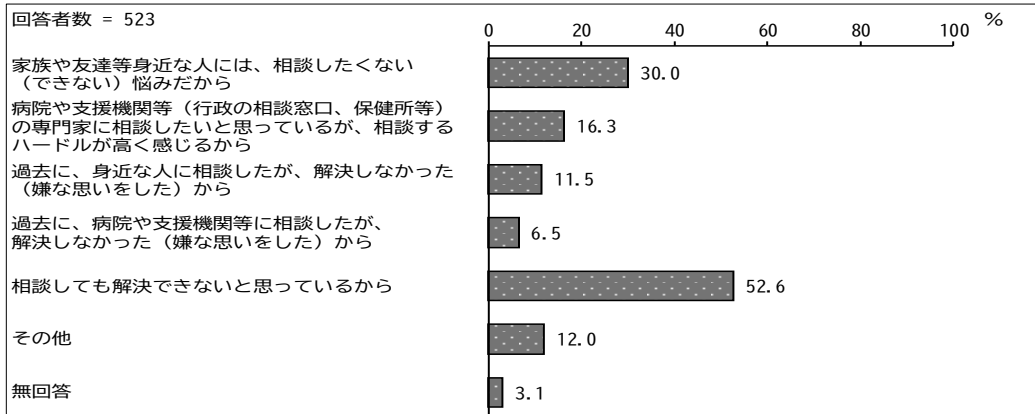
【表10】**高校** 悩みを抱えたりストレスを感じたときに、誰かに悩みを相談したり、
助けを求めることにためらいを感じるか

(4) 誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる理由

市民

「相談しても解決できないと思っているから」が最も高く、次いで「家族や友達等身近な人には、相談したくない（できない）悩みだから」が高いです。男女別・年齢階級別では、男女ともに19歳以下は「家族や友達等身近な人には、相談したくない（できない）悩みだから」の割合が5割と最も高いです（図16、表11）。

【図16】市民 誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる理由



単位：%

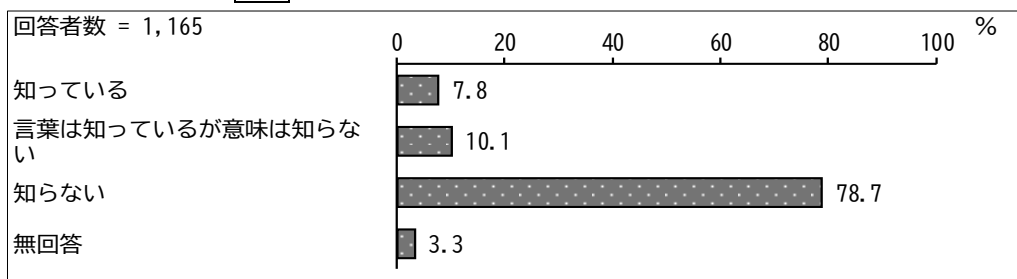
区分	回答者数（件）	家族や友達等身近な人には、相談したくない（できない）悩みだから	病院や支援機関等（行政の相談窓口、保健所等）の専門家に相談したいと思っているが、相談するハードルが高く感じるから	過去に、身近な人に相談したが、解決しなかった（嫌な思いをした）から	過去に、病院や支援機関等に相談したが、解決しなかった（嫌な思いをした）から	相談しても解決できないと思っているから	その他	無回答
全体	523	30.0	16.3	11.5	6.5	52.6	12.0	3.1
男性 19歳以下	6	50.0	-	-	-	16.7	-	33.3
20歳代	18	33.3	11.1	11.1	5.6	55.6	11.1	-
30歳代	31	41.9	19.4	16.1	-	45.2	6.5	-
40歳代	57	28.1	15.8	14.0	7.0	56.1	5.3	3.5
50歳代	49	34.7	12.2	16.3	2.0	59.2	8.2	-
60～64歳	26	30.8	3.8	-	-	57.7	11.5	3.8
65歳以上	52	19.2	25.0	1.9	5.8	53.8	13.5	-
女性 19歳以下	6	50.0	-	16.7	-	50.0	-	-
20歳代	29	44.8	17.2	20.7	13.8	62.1	-	-
30歳代	35	31.4	11.4	25.7	8.6	54.3	8.6	-
40歳代	64	31.3	20.3	9.4	4.7	48.4	17.2	1.6
50歳代	47	25.5	12.8	8.5	12.8	59.6	21.3	2.1
60～64歳	25	20.0	16.0	12.0	12.0	44.0	16.0	12.0
65歳以上	67	23.9	22.4	9.0	7.5	44.8	16.4	7.5

【表11】市民 誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる理由（男女別・年齢階級別）

(5) 「ゲートキーパー」の言葉や言葉の意味を知っているか 市民

「知らない」の割合が8割近くと最も高く、次いで「言葉は知っているが意味は知らない」の割合が1割程度です（図17、表12）。

【図17】 市民 「ゲートキーパー」の言葉や言葉の意味を知っているか



単位：%

区分	回答者数 (件)	知っている	言葉は知っているが 意味は知らない	知らない	無回答
全体	1,165	7.8	10.1	78.7	3.3
男性 19歳以下	13	—	15.4	76.9	7.7
20歳代	46	4.3	10.9	82.6	2.2
30歳代	66	9.1	15.2	74.2	1.5
40歳代	105	7.6	9.5	81.0	1.9
50歳代	93	11.8	7.5	79.6	1.1
60～64歳	57	8.8	3.5	82.5	5.3
65歳以上	125	4.0	9.6	79.2	7.2
女性 19歳以下	10	—	30.0	70.0	—
20歳代	68	5.9	10.3	83.8	—
30歳代	85	10.6	9.4	78.8	1.2
40歳代	140	11.4	11.4	77.1	—
50歳代	117	10.3	12.0	75.2	2.6
60～64歳	58	10.3	6.9	82.8	—
65歳以上	155	3.2	9.7	78.7	8.4

【表12】 市民 「ゲートキーパー」の言葉や言葉の意味を知っているか

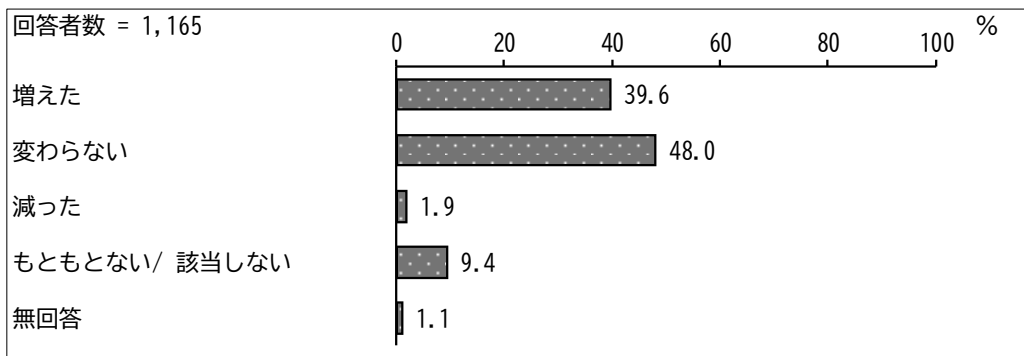
(男女別・年齢階級別)

(6) 新型コロナウイルス感染症流行前の1年間(2019年)と、昨年の1年間(2022年)を比べて、感染症の影響による生活習慣等の変化はあったか

① 健康や病気への不安やストレス **市民**

「増えた」の割合は4割近くを占めます。男女別・年齢階級別にみると、「増えた」の割合は、男性では30歳代、40歳代で4割を超え、女性では20歳代以上で4割を超えます(図18、表13)。

【図18】 **市民** 新型コロナウイルス感染症流行前後の変化【健康や病気への不安やストレス】



単位：%

区分	(件) 回答者数	増えた	変わらない	減った	い該当ないもともと	無回答
全体	1,165	39.6	48.0	1.9	9.4	1.1
男性 19歳以下	13	23.1	61.5	-	15.4	-
20歳代	46	37.0	56.5	-	4.3	2.2
30歳代	66	43.9	43.9	1.5	9.1	1.5
40歳代	105	41.9	51.4	-	6.7	-
50歳代	93	32.3	60.2	2.2	5.4	-
60~64歳	57	15.8	75.4	-	8.8	-
65歳以上	125	15.2	65.6	4.8	13.6	0.8
女性 19歳以下	10	10.0	70.0	10.0	10.0	-
20歳代	68	48.5	35.3	1.5	14.7	-
30歳代	85	58.8	30.6	2.4	8.2	-
40歳代	140	52.1	42.1	0.7	5.0	-
50歳代	117	46.2	41.0	3.4	8.5	0.9
60~64歳	58	50.0	34.5	1.7	12.1	1.7
65歳以上	155	40.6	41.3	1.3	12.3	4.5

【表13】 **市民** 新型コロナウイルス感染症流行前後の変化

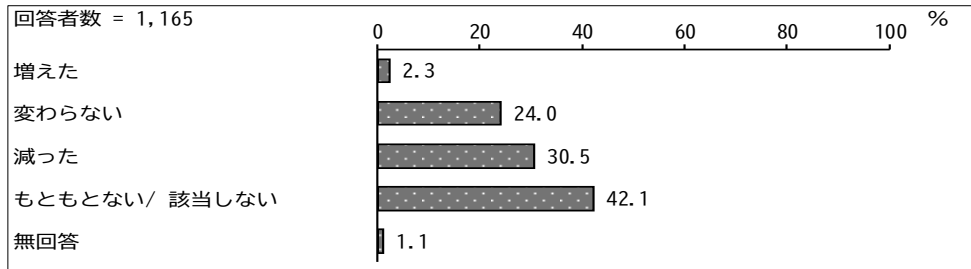
【健康や病気への不安やストレス】 (男女別・年齢階級別)

② 地域活動の参加（町内行事・地域活動・ボランティア活動・サロン等）

市民 企業 大学

「もともとない／該当しない」の割合が最も高く、4割を超え、「減った」の割合は3割です。「減った」について、男女別・年齢階級別にみると、男性では60歳以上、女性では30歳以上で3割を超え、女性の50歳代、65歳以上で4割を超えます（図19、表14）。

【図19】市民 新型コロナウイルス感染症流行前後の変化【地域活動の参加】



単位：%

区分	数回答者(件)	増えた	変わらない	減った	もともとない/ 該当しない	無回答
全体	1,165	2.3	24.0	30.5	42.1	1.1
男性 19歳以下	13	—	46.2	—	53.8	—
20歳代	46	2.2	23.9	17.4	54.3	2.2
30歳代	66	—	24.2	16.7	56.1	3.0
40歳代	105	2.9	36.2	20.0	41.0	—
50歳代	93	2.2	26.9	23.7	47.3	—
60～64歳	57	5.3	29.8	33.3	31.6	—
65歳以上	125	6.4	28.0	31.2	33.6	0.8
女性 19歳以下	10	—	10.0	20.0	70.0	—
20歳代	68	1.5	13.2	4.4	80.9	—
30歳代	85	2.4	20.0	37.6	40.0	—
40歳代	140	1.4	26.4	32.9	39.3	—
50歳代	117	0.9	20.5	45.3	31.6	1.7
60～64歳	58	—	15.5	37.9	43.1	3.4
65歳以上	155	1.9	19.4	43.2	32.3	3.2

【表14】市民 新型コロナウイルス感染症流行前後の変化【地域活動の参加】（男女別・年齢階級別）

企業や大学では、「もともとない／該当しない」の割合が最も高く、5割を超えます（表15）。

単位：%

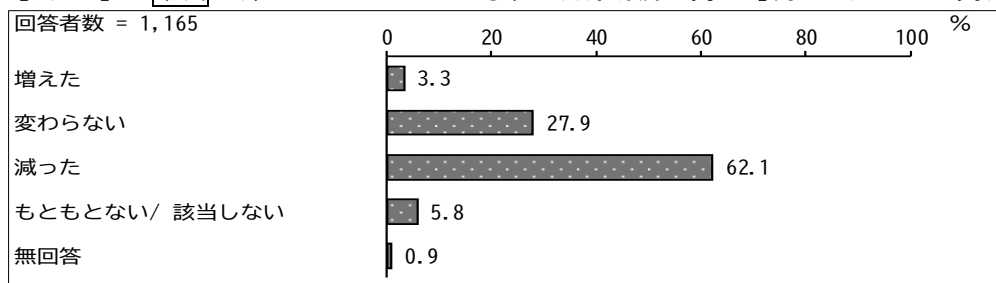
区分	数回答者(件)	増えた	変わらない	減った	もともとない/ 該当しない	無回答
全体	759	2.9	24.0	20.4	52.7	—
企業	651	2.5	24.6	21.7	51.3	—
大学	97	6.2	16.5	13.4	63.9	—

【表15】企業 大学 新型コロナウイルス感染症流行前後の変化【地域活動の参加】（男女別・年齢階級別）

③ 友人や知人との交流 **市民** **企業** **大学**

「減った」の割合が最も高く、6割を超えます。男女別・年齢階級別に見ると、30歳代、40歳代、50歳代、60～64歳の女性については、「減った」の割合は7割を超えます（図20、表16）。

【図20】 **市民** 新型コロナウイルス感染症流行前後の変化【友人・知人との交流】



単位：%

区分	数回答者(件)	増えた	変わらない	減った	もともとない/該当しない	無回答
全体	1,165	3.3	27.9	62.1	5.8	0.9
男性 19歳以下	13	23.1	46.2	23.1	7.7	—
20歳代	46	10.9	41.3	43.5	2.2	2.2
30歳代	66	1.5	31.8	60.6	4.5	1.5
40歳代	105	1.9	28.6	61.0	8.6	—
50歳代	93	3.2	36.6	48.4	11.8	—
60～64歳	57	7.0	40.4	49.1	3.5	—
65歳以上	125	1.6	39.2	51.2	7.2	0.8
女性 19歳以下	10	10.0	50.0	30.0	10.0	—
20歳代	68	8.8	27.9	58.8	4.4	—
30歳代	85	3.5	12.9	82.4	1.2	—
40歳代	140	0.7	24.3	70.7	4.3	—
50歳代	117	1.7	15.4	76.1	3.4	3.4
60～64歳	58	5.2	15.5	70.7	6.9	1.7
65歳以上	155	1.3	22.6	67.7	7.1	1.3

【表16】 **市民** 新型コロナウイルス感染症流行前後の変化【友人・知人との交流】（男女別・年齢階級別）

企業では、「減った」の割合が最も高く、6割を超えます。大学では「変わらない」の割合が最も高いものの、「減った」の割合は4割近いです（表17）。

単位：%

区分	数回答者(件)	増えた	変わらない	減った	もともとない/該当しない	無回答
全体	759	4.6	28.7	58.5	8.2	—
企業	651	2.6	26.7	61.1	9.5	—
大学	97	16.5	44.3	39.2	—	—

【表17】 **企業** **大学** 新型コロナウイルス感染症流行前後の変化【友人・知人との交流】

第3章 第2次草津市自殺対策行動

計画の取組と評価

1 数値目標における評価について

	現状値 (平成29年)	目標値 (令和5年)	令和4年に おける現状値
自殺死亡率	9.8	5.6以下	13.8

※ 現状値における自殺死亡率は第2次草津市自殺対策行動計画における死亡小票による自殺者数をもとに算出した値です。

自殺死亡率は令和元年に近年では最も低い値となり、その後再び増加し、令和4年の自殺死亡率は目標値を大きく上回る値となっています。

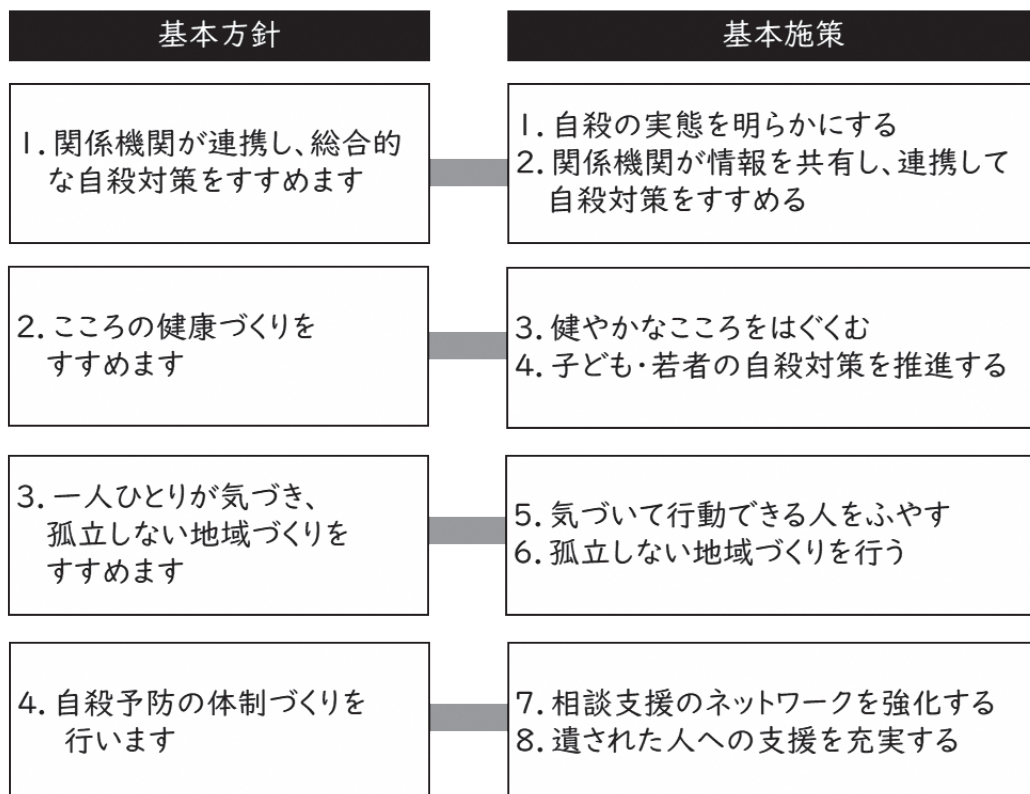
2 第2次行動計画における基本方針等について

第2次草津市自殺対策行動計画（平成31年度～令和5年度）では、4つの基本方針、8つの基本施策を設定し、基本方針ごとに目標指標を定め、取組をすすめました。

基本目標 「かけがえのない“いのち”を大切にできる社会の実現」

基本認識

- ・自殺を考える直前は、心理的に追い詰められた状況がある
- ・社会的な取り組みにより自殺を防ぐことが可能である
- ・死にたいと考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いている



3 基本方針・基本施策ごとの評価

第2次草津市自殺対策行動計画における基本方針および基本施策ごとの主な取組と実績、課題は以下のとおりです。

基本方針 1	関係機関が連携し、総合的な自殺対策をすすめます
---------------	--------------------------------

基本方針 1 における目標指標の評価

目標指標	実績・評価
<p>推進会議や関係課会議を年各2回開催し、自殺未遂者の実態と課題を踏まえた自殺対策を検討します。</p>	<p>両会議を年1~2回ずつ開催し、庁内関係課や関係機関が情報を共有し、計画の推進に努めました。また、若者の自殺未遂者の増加の実態を受け、関係課会議において10代の支援に関係する所属間での事例検討や意見交換を行う等、本市の自殺の実態・課題に応じた自殺対策を検討することができました。</p>

基本施策 1 自殺の実態を明らかにする

主な取組内容と実績

○ 「地域における自殺の基礎資料」や「地域自殺実態プロフィール」を活用し、自殺者や自殺をとりまく実態の集計、分析を行いました。また、自殺未遂者支援を通じて把握した自殺未遂者の状況について分析を行いました。

第3次計画において取り組むべき課題

○ 近年減少傾向にあった自殺者数は、令和2年以降増加傾向にあり、10~20代の若い世代や女性、経済・生活問題による自殺者の増加など、新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的な影響への懸念などが背景にあると考えられ、自殺対策をさらに推進していくために、今後さらなる実態の把握や分析を行う必要があります。

○ 国においては、小中高校生の自殺者数が令和4年に過去最多を更新しており、本市においても、20歳未満、20歳代の男性の自殺死亡率が全国と比較し高い状況にあること、20歳未満、20歳代の自殺未遂者が他の年齢階級と比較し多い状況にあることから、子ども・若者の自殺対策にさらに取り組む必要があります。

○ 女性の自殺者数は男性に比べて低く推移していますが、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年以降は増加傾向にあります。また、女性の自殺未遂者の割合が高くなっています。これらの状況に加え、女性は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活環境の変化等影響を受けやすいとされていることから、女性の自殺対策を推進する必要があります。

○ 「地域自殺実態プロファイル」において、「子ども・若者」や「生活困窮者」等とともに、「高齢者」は本市の重点対象者として挙げられています。また、高齢者は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、病気への不安の増大や社会活動の制限等、様々な影響を受けていることから、高齢者の自殺対策を推進する必要があります。

○ 「地域における自殺の基礎資料」によると、自殺者の原因・動機として、「経済・生活問題」は「家庭問題」や「健康問題」とともに高くなっており、「地域自殺実態プロファイル」においても、自殺の主な背景に「生活苦」が含まれていることから、生活困窮者の自殺対策を推進していくことが必要です。

○ 自殺者の2割以上が、過去に自殺未遂の経験があります。自殺に追い込まれることがないよう、自殺未遂者への相談支援の体制づくりに取り組んでいく必要があります。

基本施策2 関係機関が情報を共有し、連携して自殺対策をすすめる

主な取組内容と実績

- 関係課会議や推進会議の開催により関係課や関係機関が情報を共有しながら、計画に基づき、自殺対策の評価や推進を行いました。
- 自殺未遂者支援を通じて、10代の教育・支援にあたる関係課とともに事例検討等を行い、実態や課題の共有をはかりました。

第3次計画において取り組むべき課題

- 本市における自殺者等の実態を踏まえ、社会全体の自殺リスクを低下させるため、関係課会議や推進会議の開催を継続するとともに、関係機関等との連携強化をはかり、市全体として自殺対策を推進できる体制づくりをすすめていく必要があります。

基本方針 2

こころの健康づくりをすすめます

基本方針 2 における目標指標の評価

目標指標	実績・評価
大学・職場で若者を対象としたこころの健康づくりに関する取組を年 1 回以上行います。	地域や学校、企業等において、様々な世代や対象の市民のこころの健康づくりに関する取組や啓発を実施することができました。特に、子ども・若者の自殺対策の推進に向けては、こころの健康づくりの啓発とともに、スクールカウンセラーの配置等による相談体制の強化がはかれました。

基本施策 3 健やかなこころをはぐくむ

主な取組内容と実績

- いのちや人権を大切にす講座や研修会等の取組を行うとともに、職場におけるこころの健康づくりについて、関係機関と連携や情報交換を行いました。
- 市民一人ひとりがいきがいを持って暮らすことができるよう、様々な活動への参加を促進しました。

第 3 次計画において取り組むべき課題

- 新型コロナウイルス感染症による経済活動および社会生活等への影響から、様々なストレスが積み重なることで、自殺のリスクの高まりが懸念されます。様々な世代・対象の市民が主体的にこころの健康づくりに取り組むことができるよう、引き続きこころの健康を支援する環境を整える必要があります。

基本施策 4 子ども・若者の自殺対策を推進する

主な取組内容と実績

- いのちや人権の大切さ、いじめ防止の授業を通して、こころの健康をはぐくむとともに、相談することの重要性や相談機関について周知啓発を行い、困ったときに行動に移すことができるよう取り組みました。

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、相談体制の強化に取り組みました。
- 教職員に対して、子どもの SOS をキャッチする力や指導力、実践力等の向上をはかるため、各種研修の開催や参加への働きかけを行いました。
- 若者が悩みの相談先について必要な情報を得ることができるよう、相談窓口リーフレット等で SNS 相談窓口の周知を行いました。

第 3 次計画において取り組むべき課題

- 子どもが悩みを抱え込まず相談できる力の育成とともに、安心して過ごすことができる環境づくりを推進することが必要です。また、周囲の大人が子どもの SOS をキャッチすることができる体制を強化する必要があります。あわせて、若者が相談しやすい体制づくりをすすめていくことが必要です。

基本方針 3**一人ひとりが気づき、孤立しない地域づくりをすすめます****基本方針 3 における目標指標の評価**

目標指標	実績・評価								
<p><u>気づいて行動できる人</u>を、年 50 人以上増やします。</p> <p>(市民対象ゲートキーパー養成研修の事後アンケートで、行動に移すことができるかと回答した人)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、研修参加者自体が少なく、目標指標を下回る年度が多い状況でしたが、市民対象研修を毎年 1 回以上開催するとともに、相談窓口リーフレット等様々な機会を捉えて啓発を行うことができました。</p> <table> <tr> <td>令和元年度</td> <td>18 人</td> <td>令和 2 年度</td> <td>51 人</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>23 人</td> <td>令和 4 年度</td> <td>39 人</td> </tr> </table>	令和元年度	18 人	令和 2 年度	51 人	令和 3 年度	23 人	令和 4 年度	39 人
令和元年度	18 人	令和 2 年度	51 人						
令和 3 年度	23 人	令和 4 年度	39 人						

基本施策 5 気づいて行動できる人をふやす**主な取組内容と実績**

○ 地域住民や市職員、関係機関等を対象とした、ゲートキーパー養成研修を毎年開催しました。市職員や関係機関等を対象とした研修では、初級編・ステップアップ編に分け講座を開催し、段階に応じた学びの機会とすることができました。

第 3 次計画において取り組むべき課題

○ 誰もが身近な人のこころの不調に気づき行動することで、本人やその家族、周囲の人を支えることができるよう、ゲートキーパーの役割等について学ぶ機会をより多くの市民に提供する必要があります。

基本施策 6 孤立しない地域づくりを行う**主な取組内容と実績**

○ 誰もが安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、民生委員・児童委員等の関係者と連携し、地域での声かけや見守りを行い、誰かに相談でき、孤立する人がいない地域づくりに取り組みました。

○ 「ひきこもり支援担当者会議」で課題共有を行うとともに、新たに重層的支援体制整備事業を実施する等、早期相談につなげる体制づくりに取り組みました。

第3次計画において取り組むべき課題

○ 地域や関係機関等との連携をさらに強化し、孤立しない地域づくりをすすめる必要があります。また、ひきこもり者支援については、支援体制の充実をはかるとともに、様々な課題を抱える人に支援を届け、孤立することがないように、重層的支援体制整備事業による支援体制の強化に取り組んでいく必要があります。

基本方針 4**自殺予防の体制づくりを行います****基本方針 4 における目標指標の評価**

目標指標	実績・評価								
ゲートキーパーのステップアップ研修の新規受講者を毎年 50 人以上にします。	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、研修参加者自体が少なく、目標指標を下回る年度が多い状況でしたが、庁内職員や関係機関等を対象とした研修を初級編・ステップアップ編として毎年開催し、ゲートキーパーについて学ぶ機会を確保しました。また、相談窓口の情報発信等により、支援を必要としている人に適切な支援を早期に提供できるよう努めました。</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>43 人</td> <td>令和 2 年度</td> <td>62 人</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>28 人</td> <td>令和 4 年度</td> <td>26 人</td> </tr> </table>	令和元年度	43 人	令和 2 年度	62 人	令和 3 年度	28 人	令和 4 年度	26 人
令和元年度	43 人	令和 2 年度	62 人						
令和 3 年度	28 人	令和 4 年度	26 人						

基本施策 7 相談支援のネットワークを強化する**主な取組内容と実績**

- ゲートキーパー養成研修の開催等により相談窓口職員等の対応力の向上をはかりました。
- 市民が相談しやすい環境づくりに向けて、相談窓口リーフレットに SNS をはじめとする様々な相談先を掲載し、機会があるごとに配布しました。
- 関係機関が連携し、制度の狭間にある人等を早期に支援できるよう、重層的支援体制整備事業を実施する等、相談支援体制の構築をはかりました。

第 3 次計画において取り組むべき課題

- 支援を必要としている人に早期に適切な支援を提供できるよう、引き続きわかりやすい情報発信や相談窓口職員等のスキルアップの機会を設けます。また、どこに相談しても適切な相談場所につながることでできる体制を整備していく必要があります。

基本施策 8 遺された人への支援を充実する

主な取組内容と実績

- 自死遺族会「凧の会おうみ」等についての周知を広く行うとともに、リーフレットを作成・配布する等、遺された人のこころのケアに向けた情報提供を行いました。
- 小中学校のスクールカウンセラー等により、遺された生徒等のこころのケアを行う等、相談体制を確保しました。

第3次計画において取り組むべき課題

- 遺された人の心理的影響を和らげるため、自死遺族会等との連携や相談体制の充実に取り組んでいく必要があります。

第4章 計画の基本的な方向

平成31年3月に策定した第2次草津市自殺対策行動計画に基づき、市民、行政、関係機関や関係団体が情報共有しながら自殺対策を推進してきました。本市の自殺の実態やこれまでの取組の評価、また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、第3次草津市自殺対策行動計画において、継続して、自殺者数がゼロとなるような社会の実現を目指すことが必要です。このことから、第2次草津市自殺対策行動計画に掲げた基本目標を引き継ぐとともに、国の自殺総合対策大綱や滋賀県の自殺対策計画に掲げられている基本認識を踏まえ、本市における基本認識を定め、自殺対策に取り組みます。計画期間は令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間としますが、自殺対策基本法または自殺総合対策大綱が見直された場合はもとより、社会経済情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行います。

1 基本目標

かけがえのない“いのち”を大切にできる社会の実現

自殺者数がゼロとなるよう、市民一人ひとりが、かけがえのない“いのち”を大切にできる社会の実現を目指し、市民、行政、関係機関、関係団体等が連携をはかりつつ、総合的な自殺対策を推進します。

2 基本認識

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、 防ぐことのできる社会的な問題

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、生活困窮、過労、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることがわかっています。このように、自殺は「その多くが追い込まれた末の死」であり、「誰にでも起こり得る危機」であることから、そのことを社会全体で認識し、社会的な取組によって防ぐことのできる問題として取り扱っていくことが必要です。

新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や 長期的影響への懸念等もあり、予断を許さない状況

本市における自殺者数は、令和元年には12人と近年では最も少なくなったものの、令和2年以降20人を超えています。これらは、新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念なども背景にあると考えられ、今後さらなる分析と、対策の強化が求められ、予断を許さない状況にあると考えられます。

3 基本方針

『第2章 草津市における自殺の現状』や『第3章 第2次草津市自殺対策行動計画の取組と評価』の第3次計画において取り組むべき課題を踏まえ、4つの「基本方針」と、それに基づく「基本施策」を次のように定めます。

4つの基本方針

1. 自殺の実態を明らかにします
2. こころの健康づくりを推進します
3. 背景や状況に応じた生きる支援を行います
4. ネットワークを強化し総合的な自殺対策を推進します

基本方針1 自殺の実態を明らかにします

自殺に追い込まれる社会的な要因や自殺の実態を把握・分析することで、より効果的な取組につなげます。

基本方針2 こころの健康づくりを推進します

市民が主体的にこころの健康づくりに取り組むことができる環境づくりを行います。また、一人ひとりの、周囲の人のこころの不調についての「気づき」や「見守り」を促進します。

基本方針3 背景や状況に応じた生きる支援を行います

自殺の背景は、家庭問題や健康問題、経済・生活問題など多岐にわたります。様々な背景や状況に応じた相談体制の充実やリスクを抱える人への生きる支援を充実させることで、自殺予防につなげます。

基本方針4 ネットワークを強化し総合的な自殺対策を推進します

支援を必要としている人が適切な支援を早期に受けることができるよう、相談支援ネットワークの強化に取り組みます。また、地域や関係機関等が自殺の実態や課題を共有し、それぞれの役割を理解し、連携することで総合的な自殺対策を推進します。

4 施策の体系

自殺ゼロへ

基本目標

かけがえのない“いのち”を
大切にする社会の実現

基本認識

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、
防ぐことのできる社会的な問題

新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化
や長期的影響への懸念等もあり、予断を許さない状況

基本方針

1. 自殺の実態を明らかに
します

2. こころの健康づくりを
推進します

3. 背景や状況に応じた
生きる支援を行います

4. ネットワークを強化し
総合的な自殺対策を
推進します

基本施策

1. 自殺の実態を明らかにする

2. 健やかなところをはぐくむ
3. 一人ひとりの気づきと見守りによる
孤立しない地域づくりを行う

4. 子ども・若者の自殺対策を推進する
5. 女性の自殺対策を推進する
6. 高齢者の自殺対策を推進する
7. 生活困窮者の自殺対策を推進する
8. 自殺未遂者の再度の企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する

10. 自殺予防を支える相談・支援を
充実する
11. 庁内・地域における連携を強化し
自殺対策をすすめる

5 数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。本市は、市民一人ひとりの尊いのちが自殺によって失われることのないよう、自殺者数ゼロを目指しますが、当面の目標として、国や県の目標値の設定と同様に、自殺死亡率を平成27年と比較して30%以上減少させることとし、以下のとおりとします。

		現状値	目標値
草津市自殺対策行動計画 (市)		令和4年 自殺死亡率 17.5	令和10年(2028年) 自殺死亡率 10.4以下
参 考	自殺総合対策大綱 (国)	令和2年 自殺死亡率 16.4	令和8年(2026年) 自殺死亡率 13.0以下
	滋賀県自殺対策計画 (県)	令和3年 自殺死亡率 15.4	令和9年(2027年) 自殺死亡率 12.2以下

※現状値における自殺死亡率は「地域における自殺の基礎資料」による自殺者数をもとに算出した値です。

出典：令和4年10月自殺総合対策大綱、令和5年3月滋賀県自殺対策計画

6 評価指標

数値目標の達成状況を評価するため、基本方針ごとに評価指標を以下のとおり設定します。

基本方針		評価指標	現状値 (R4)	目標値 (R10)
1	自殺の実態を 明らかにします	大学や企業との情報交換による 実態把握・分析の回数	未実施	年1回以上
2	こころの健康づくりを 推進します	こころの健康づくりの 啓発の機会数	—	2か月に 1回以上
		ゲートキーパーの認知度 <small>※市民アンケート</small>	7.8%	増加
3	背景や状況に応じた 生きる支援を行います	自殺未遂者支援を受けている方が 再度の自殺企図をしない	—	再度の自殺企 図をした人が いない
4	ネットワークを強化し 総合的な自殺対策を 推進します	自殺対策推進会議、自殺対策関係課 会議の開催回数	年1回	年1回以上

第5章 施策の展開

基本方針 1

自殺の実態を明らかにします

基本施策 1 自殺の実態を明らかにする

課題

近年減少傾向にあった自殺者数は、令和 2 年以降増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念等が背景にあると考えられます。特に、10～20 代の若い世代や女性の自殺者が増加していることから、さらなる実態の把握や分析を行い、自殺対策を推進していく必要があります。

方向性

国や県の統計データや関係機関からの情報、自殺未遂者等への支援の実態等から自殺を取り巻く実態の把握や分析を行い、自殺に追い込まれる人の実態に応じた対策を推進します。

統計データ等による実態の集計、分析

No	事業名称	事業内容	担当所属
1	自殺者や自殺をとりまく実態の集計、分析	国や県からの情報等をもとに、自殺者や自殺をとりまく実態の集計、分析を行うとともに、いのち支える自殺対策推進センターが地域の自殺実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」を活用し分析を行い、自殺対策の推進につなげます。	健康増進課

相談・支援等の実態の分析

No	事業名称	事業内容	担当所属
2	自殺未遂者等への個別支援からわかる実態の分析	湖南いのちサポート相談事業等による自殺未遂者、自殺念慮のある人への支援、遺された人への支援を通して把握する実態について分析を行い、自殺対策の推進につなげます。	健康増進課
3	大学や企業等関係機関との情報交換による実態把握と分析	市内大学や企業等、関係機関との情報交換により、自殺者やハイリスク者について実態把握、分析を行います。	健康増進課

基本施策 2 健やかなこころをはぐくむ

課題

新型コロナウイルス感染症による社会経済状況への影響から、様々なストレスが積み重なり、自殺のリスクの高まりが懸念されます。誰もが、個人の価値観やライフスタイル等の多様性を認め合いながら、主体的にこころの健康づくりに取り組むことができるよう、引き続きこころの健康づくりを支援する環境を整える必要があります。

方向性

自殺対策の必要性についての理解や啓発をすすめるとともに、市民や地域、事業者等が主体的にこころの健康づくりに取り組めるよう、支援します。また、健やかなこころをはぐくみ、市民一人ひとりが楽しみやいきがいをもちながら生活できるよう、様々な活動への参加を促進します。

こころの健康づくりについての啓発

No	事業名称	事業内容	担当所属
4	人権に関する講座（啓発）	人権セミナー開催 対象：市民、関係機関等	人権センター
5	精神保健啓発委託事業	精神障害者が安心して暮らせる地域づくりに関わる講演会を開催します。実施は、草津市精神障害者家族会ひまわりの会へ委託して行います。	障害福祉課
6	みんなでトーク・出前講座でのこころの健康についての啓発	希望する団体等に対し、こころの健康づくりについての正しい知識について啓発を行います。	健康増進課
7	お出かけドクターとお気軽トーク	草津栗東医師会に委託し、市民の依頼に応じて、講話や対話を通して、こころの健康づくりの啓発を行います。	健康増進課
8	自殺対策における啓発	広報やホームページ等を活用し、自殺予防週間（デー）や自殺対策強化月間に合わせた自殺対策の啓発を行います。	健康増進課
9	こころの健康づくりの啓発	広報やホームページ等を活用し、こころの健康づくりに関する周知啓発を行います。	健康増進課

10	こころの健康づくりに関する普及啓発についての検討・実施	広く市民が、こころの健康づくりに関する正しい知識と理解を持ち、対応できる力を身に着けられるよう、普及啓発の方法について検討した上で実施します。	健康増進課
11	総合相談(母子健康手帳交付時相談)	母子健康手帳交付時に、マタニティブルーや産後うつ、妊産婦健康診査、産後ケア事業について情報提供を行うことで、妊産婦の健康づくりに関する啓発を行います。 また、妊娠期から出産、子育て期までの伴走型支援と経済的支援を一体的に実施するため、出産応援事業を実施して相談体制の充実をはかります。	子育て相談センター
12	すこやか訪問事業	乳児がいる家庭に訪問を行い、親子の心身の状況や養育環境を把握するとともに、様々な不安や悩みに対する助言や子育て支援サービスの情報提供を行うことで、育児に係る不安の軽減をはかります。すこやか訪問1回目においてはエジンバラ産後うつ病質問票を活用して産婦の心身状況を確認し、産後うつについて正しい知識の啓発を行い、必要時支援を行います。 また、妊娠期から出産、子育て期までの伴走型支援と経済的支援を一体的に実施するため、子育て応援事業を実施して相談体制の充実をはかります。	子育て相談センター
13	心配ごと相談所の開設	市社会福祉協議会が住民からの相談窓口として「心配ごと相談所」を開設し、相談内容に応じた助言や支援機関・法律相談の案内を行うことを通じて孤立の解消をはかります。	健康福祉政策課 市社協

■ 職場におけるこころの健康づくりの推進

No	事業名称	事業内容	担当所属
14	働き方改革、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	男女共同参画啓発紙「みんなで一歩」、ホームページ、広報くさつ等に関連記事を掲載し啓発を行います。	男女共同参画センター

15	企業内同和教育推進事業	<p>企業内における同和教育をはじめとする人権教育の推進を図るため、企業啓発指導員を配置します。</p> <p>また、各種研修会および7月を「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」として事業所訪問を実施します。</p>	商工観光 労政課
----	-------------	--	-------------

社会参加といきがいづくりの推進

No	事業名称	事業内容	担当所属
16	自主教室の開催	各地域まちづくりセンターにおいて様々な内容の自主教室を実施、身近な地域での学習の場を提供します。	まちづくり 協働課
7	おでかけドクターとお気軽トーク（再掲）	草津栗東医師会に委託し、市民の依頼に応じて、講話や対話を通して、こころの健康づくりの啓発を行います。	健康増進課
17	地域介護予防活動支援事業	地域で主体的に介護予防に取り組めるよう、出前講座による啓発など介護予防活動の育成や活動継続につながる支援を行います。	長寿 いきがい課
18	公共空間における賑わい創出	公共空間でのマルシェやイベント等の実施により「賑わい」を生み出し、参加者同士の交流の機会や時間を増やすことで、居場所づくりやコミュニティの形成につなげていきます。	都市地域 戦略課
19	市民スポーツ大会の開催等	学区対抗スポレク祭やチャレンジスポーツデー等開催支援を行い、広く市民の参加を促すことで、生きがいづくりや、居場所づくりにつなげていきます。	スポーツ 推進課

基本施策3 一人ひとりの気づきと見守りによる孤立しない地域づくりを行う

課題

誰もが身近な人のこころの不調に気づき行動することで、本人やその家族、周囲の人を支えることができるよう、ゲートキーパーの役割等について学ぶ機会をより多くの市民に提供する必要があります。また、地域や関係機関等との連携をさらに強化し、孤立しない地域づくりに取り組む必要があります。

方向性

一人ひとりが、身近な人のこころの不調に気づき、行動できるよう、ゲートキーパーについて学ぶ機会を広めていきます。また、誰もが安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、市民や地域、行政が「我が事」として参画し、誰かに相談でき、孤立する人がいない地域づくりに取り組みます。

地域住民を対象とした研修の実施

No	事業名称	事業内容	担当所属
20	市民等対象ゲートキーパー養成研修	市民のこころの健康やゲートキーパーの役割への理解を促進することを目的とし、ゲートキーパー養成研修を開催します。	健康増進課
21	みんなでトーク・出前講座でのゲートキーパー養成研修	希望する団体等に対し、ゲートキーパー養成研修を行います。	健康増進課
22	ゲートキーパー養成研修の動画配信	市民のこころの健康やゲートキーパーの役割への理解を促進することを目的とし、市YouTubeチャンネル等で動画配信を行います。	健康増進課
23	ゲートキーパー養成の方法に関する検討・実施	広く市民がゲートキーパーとして活動できるよう、ゲートキーパー養成の方法について関係機関との連携による取組を検討した上で実施します。	健康増進課

地域での孤立化防止への取組

No	事業名称	事業内容	担当所属
24	隣保館におけるサロン開催	隣保館の開館時間に、交流サロンを開放し高齢者の居場所づくりを行います。 地域の高齢者福祉の向上をはかるため、高齢者の生きがいづくりの一助となるような、社会生活訓練等の体験学習や創作活動等を仕様書に基づき指定管理者が実施します。	人権政策課
16	自主教室の開催（再掲）	各地域まちづくりセンターにおいて様々な内容の自主教室を実施、身近な地域での学習の場を提供します。	まちづくり協働課

25	学区の医療福祉を考える会議	地域が主体の会議を開催し、地域と医療福祉介護の関係者等の連携により、地域の課題に応じた見守り・支え合い体制の構築、強化をはかります。	人とくらしのサポートセンター
26	重層的支援体制整備事業	複雑化・複合化した課題を抱えている自殺念慮者やその家族等に対して、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援を行えるよう、庁内関係課・関係機関等と連携しながら支援体制を整えます。	人とくらしのサポートセンター
27	孤立化防止対策事業	民生委員・児童委員等の地域の支援者に相談活動や見守り活動を依頼するとともに、社会福祉団体等に事業を委託し、サロン開催や対象世帯への訪問等を行います。	障害福祉課
28	ファミリー・サポート・センター事業（子育てと就労支援）	地域における子育てと就労支援を行うため、育児支援を受けたい依頼会員と援助をしたい提供会員が会員組織を構成し、相互援助活動を展開します。	子育て相談センター
29	子育て支援センター運営事業	家庭または地域における子育て機能の低下、子育てをしている親の孤独や不安の増大等の問題を解決するため、子育てをしている親子の交流等を支援することにより、子育ての不安を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。	子育て相談センター
30	子育て支援拠点施設運営事業	家庭または地域における子育て機能の低下、子育てをしている親の孤独や不安の増大等の問題を解決するため、相談業務を充実させた親子の交流を提供するとともに、子育てに関する様々な情報発信を行うことで、子育ての不安を解消し、子どもの健やかな育ちを促進します。	子育て相談センター
31	つどいの広場事業	子育て親子がいつでも気軽に集い、子育ての悩み等を相談できる環境をつくるため、今後も必要な圏域におけるつどいの広場事業を継続し、地域の子育て支援機能の充実をはかります。	子育て相談センター
32	子育てサークル活動支援事業	地域ぐるみの子育てを支援する環境づくりとネットワークを促進するため、活動経費の一部を補助し、地域における子育て支援団体の育成と活動を支援します。	子育て相談センター

33	離乳食レストラン（地域における交流機会の提供・参加促進）	健康推進員による離乳食レストランの実施において、離乳食に関する情報提供を行います。そして育児に関する悩みなどの話し合いを通して、親子が交流できる場づくりを行い、地域での親子の孤立化を防ぎます。	子育て 相談センター
34	草津市民生委員児童委員協議会事務局活動支援	市社会福祉協議会が事務局として、毎月1回総務会、必要に応じ総務委員会を開催し、関係機関などからの情報提供や協議を実施します。 5部会2委員会1連絡会をはじめとした民生委員児童委員協議会活動が有効に機能するよう、職員の学区担当制による情報提供やアドバイスを行い、円滑に活動が行えるよう支援、協力します。	健康福祉 政策課 市社協
35	草津市学区・区社会福祉協議会活動支援	市社会福祉協議会が学区社協活動を支援します。地域福祉の推進をはかることで、住民同士がつながりを強め、孤立・孤独を防ぎ、支え合う地域づくりをすすめます。	健康福祉 政策課 市社協
36	草津フードバンクセンター事業	市社会福祉協議会がボランティア団体とともに、食をテーマとした地域福祉活動や生活に困窮している世帯に対し、草津フードバンクセンターに集まった食糧を無償提供します。 また、より多くの市民や企業・団体から御理解と御協力を得られるよう、事業内容の周知啓発に取り組めます。	健康福祉 政策課 市社協
37	地域福祉権利擁護事業	市社会福祉協議会が専門員や支援員と連携し、金銭等の管理に不安を抱える人などに対し、悩みを軽減し、日々の生活を穏やかに送ってもらえるよう孤立防止や日常生活の支援を行います。 また、事業に関する周知啓発に取り組めます。	健康福祉 政策課 市社協
13	心配ごと相談所の開設（再掲）	市社会福祉協議会が住民からの相談窓口として「心配ごと相談所」を開設し、相談内容に応じた助言や支援機関・法律相談の案内を行うことを通じて孤立の解消をはかります。	健康福祉 政策課 市社協
38	地域サロン活動支援	市社会福祉協議会が高齢者の地域サロン活動を支援します。サロン活動を通して、社会参加が困難となった高齢者やひきこもりがちな高齢者の見守り活動を推進し、身近な場所で支え合う関係づくりや介護予防と自立促進につなげます。	長寿 いきがい課 市社協

39	近所力アップ講座	市社会福祉協議会が地域に出向き、より身近な福祉の専門職として、住民同士の日頃からのつながりの大切さを伝え、住民の方々とともに地域福祉活動の大切さを語り合います。	市社協
40	生活つなぎ資金貸付	市社会福祉協議会が一時的に生活困難な状態に陥った世帯に対し、経済的不安の軽減をはかるために一定期間のつなぎ資金の貸付を行います。	市社協
41	生活福祉資金貸付	市社会福祉協議会が様々な事由により経済的困難を抱えている世帯に対し、経済的不安の軽減をはかるために資金貸付を行います。	市社協
42	独居高齢者電話訪問事業	市社会福祉協議会が傾聴ボランティアと連携し、独居高齢者等に対して電話の話し相手となり、孤立・孤独を防止するための見守りを行います。 また、傾聴ボランティア連絡会を月一回開催し、情報交換や専門職による助言を受けてスキルアップをはかります。	市社協
43	草津市社協チューリップ事業	市社会福祉協議会が貧困・孤独・孤立により不安を抱える女性に対し、社会のつながりを回復できるよう、生理用品や食糧品の提供を通じて相談や各種サービス・支援者につなげます。	市社協

■ ひきこもり者への支援の充実

No	事業名称	事業内容	担当所属
44	人とくらしのサポートセンター（福祉の総合相談窓口）	当センターの周知をはかるとともに、複合的な課題の解決に向け、福祉の総合相談を実施します。 また、ひきこもりに関係する機関との連携を推進するとともに、就労準備支援事業なども活用し、必要な支援利用につなげます。	人とくらしのサポートセンター
45	ひきこもり支援担当者会議	ひきこもり者について、関係課・関係機関とともに、支援の体制づくりについて検討します。	人とくらしのサポートセンター

基本施策 4 子ども・若者の自殺対策を推進する

課題

国においては、小中高校生の自殺者数が令和4年に過去最多となり、本市においても、20歳代以下の男性の自殺死亡率が全国と比較し高い状況にあります。また、20歳代以下の自殺未遂者が他の年齢階級と比較し多い状況にあることから、子どもや若者に対する自殺対策をさらに推進していく必要があります。

子どもが悩みを抱え込まず相談できる力を育成するとともに、安心して過ごすことができる環境づくりを推進することが必要です。また、周囲の大人が子どものSOSをキャッチすることができる体制を強化する必要があります。あわせて、子どもや若者が相談しやすい体制づくりをすすめていくことが必要です。

方向性

学校や地域において、子どもが困った時に行動に移すことができる力を育成するとともに、子どもや若者のこころの健康に向けた環境づくりを推進します。また、教職員に対して、子どものSOSをキャッチする力や指導力、実践力等の向上をはかります。あわせて、相談体制の強化をすすめます。

学校・地域におけるこころの健康に向けた環境づくり

No	事業名称	事業内容	担当所属
46	わんぱくプラザ事業等の取組	各まちづくり協議会の地域まちづくり一括交付金事業として実施します。	まちづくり協働課
47	青少年健全育成活動（市青少年育成市民会議活動支援、各学区声かけパトロール）	草津市青少年育成市民会議の活動支援（大会開催等）を行うことで、地域ぐるみで青少年健全育成活動の推進をはかります。	子ども家庭・若者課
48	いのちや人権を大切にしたい保育・教育の計画と実践	公立保育所・認定こども園において、自分や相手を大切に思い、命を大切にする教育・保育をすすめると同時に、自分のことをありのままに受け入れ、自己肯定感が育つような取組を、家庭や地域と連携してすすめます。	幼児課
49	共に支え合い育ち合う仲間作りの推進	公立保育所・認定こども園において、相手に思いを馳せ、互いを認め合い支え合い、共に育ち合う仲間づくりを目指して教育・保育をすすめていきます。 また、そのような取組を家庭や地域に広めていくよう努めます。	幼児課

50	一人ひとりを大切にす 保育・教育の実践	公立保育所、認定こども園において、個々の育ちを受け止め、一人ひとりに合った関わり方を職員間で共通理解して教育・保育をすすめていきます。 また、子育て支援の重要性を全職員が認識し、保護者の思いに寄り添い、必要な支援ができるよう家庭はもとより地域・関係機関と連携していきます。	幼児課
51	いのちや人権を大切にす る教育の充実	中学校区ごとに人権教育実践交流会を開催し、校園所や地域と連携しながら、いのちや人権を大切にする子どもの育成に努めます。	児童生徒 支援課
52	いじめの未然防止の取組 (いじめ防止強化月間の 児童生徒の取組など)	市内全小中学校において、6月と9月に「いじめ防止啓発強化月間」の取組について、特に児童生徒主体の取組を全小中学校で行います。	児童生徒 支援課
53	SOS の出し方教育	小中学校において、相談できる相手に相談することの教育や相談機関の紹介を行います。 また、各学期に1回アンケートの実施により、子どものSOSをいち早くキャッチできるように取り組みます。	児童生徒 支援課
54	児童生徒の心と体の健康 観察推進	児童生徒の心と体の健康について、これまでの体調不良のみならず、心理的ストレスや悩み、いじめ、虐待、不登校等の心の問題の早期発見・早期対応ができるよう、ICT機器による毎日の健康観察を行います。	児童生徒 支援課 学校教育課 学校政策 推進課
55	「不登校のこどもたちの 保護者の集い」の実施	市のスクールソーシャルワーカーや臨床発達心理士のスーパーバイザーによる不登校の子どもたちとの関わり方のコツや将来の進路についてのアドバイス等を受けながら、親同士で様々な疑問や不安を語り合い、交流する機会として実施します。	教育研究所

■ 教職員に対する啓発等の実施

No	事業名称	事業内容	担当所属
56	研修会等への参加呼び かけ(教職員のメンタル ヘルス)	滋賀県教育委員会および関係団体が主催するメンタルヘルスにかかる研修会への積極的な参加と、働き方改革による負担感の軽減を呼びかけます。	学校教育課

57	草津市問題行動対策委員会、小中学校生徒指導主事主任会、グレードアップ連絡会の開催	草津市問題行動対策委員会（週1回）、小中学校生徒指導主事主任会（二か月に1回）、中学校区別グレードアップ連絡会（中学校区ごとに月1回）を開催し、児童生徒の問題行動等への対策を推進します。	児童生徒支援課
58	研修会等への参加呼びかけ（自殺予防に関する普及啓発協議会等、スクールカウンセラー等活用事業担当者会議等）	滋賀県教育委員会が主催する研修会等のお知らせおよび啓発、積極的な参加を呼びかけます。より多くの教員が研修に参加することで、子どものSOSをキャッチする力や指導力、実践力等の向上をはかる方法を培います。	児童生徒支援課
59	生徒指導主事・主任会における自殺予防教育に関する研修の実施等	年6回開催のうち1回を、自殺予防教育（SOSの出し方教育）の取組について研修を行います。毎年開催される、文部科学省主催の自殺予防対策普及啓発協議会に課員や教員が参加し、その伝達講習も行います。	児童生徒支援課
60	草津市教職員夏期研修講座の開催	いじめをはじめとする問題行動等の未然防止や早期発見、早期対応等について研修を深めるために、草津市内の教職員を対象とした研修講座（生徒指導、教育相談、特別支援教育等）を実施します。	教育研究所

■ 若者への支援の充実

No	事業名称	事業内容	担当所属
61	生活困窮者自立支援事業(就労準備支援)	生活困窮者の状態に応じた、自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業等の支援を行うとともに、就労経験のない方や、ひきこもり状態にある方が一般就労を目指すための訓練を行う就労準備支援事業を実施します。	人とくらしのサポートセンター
62	SNS 相談窓口に関する情報発信	若者が悩みの相談先として、必要な情報を得ることができるように、SNS 相談窓口に関する情報発信を行います。	健康増進課
63	少年相談(就労支援プログラム)	無職少年等に対して、本人の希望する就労に向けて関係機関と連携しながら適切な支援を行います。 また、既存の就労体験協力企業を訪問し関係強化をはかるとともに、新規協力企業の開拓をはかります。	少年センター

■ 子ども・若者の相談体制の強化

No	事業名称	事業内容	担当所属
64	こころの健康に関する相談	こころの健康に関する相談を必要とする市民に対し、保健師が個別で相談を実施し、必要な支援や医療につなぐ等、関係機関と連携した支援を行います。	健康増進課
65	子ども・若者総合相談	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関する相談を相談員が電話や面談等を通して行い、他機関と連携して、子ども・若者や家族の自立を支援します。	子ども家庭・若者課
66	少年相談	少年に関する相談を職員や臨床心理士が電話や面談を通して行い、教育や福祉・医療等の関係機関と連携して少年や保護者への支援を行います。	少年センター
67	スクールカウンセラー等活用事業	スクールカウンセラーを市内小中学校に計9名配置し、不登校やいじめをはじめとする問題行動に対応します。	児童生徒支援課
68	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、課題のある児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域・関係機関をつなぎ、児童生徒個々の課題の解決に向けて支援します。(スクールソーシャルワーカー4名)	児童生徒支援課
57	草津市問題行動対策委員会、小中学校生徒指導主事主任会、グレードアップ連絡会の開催(再掲)	草津市問題行動対策委員会(週1回)、小中学校生徒指導主事主任会(2か月に1回)、中学校区別グレードアップ連絡会(中学校区ごとに月1回)を開催し、児童生徒の問題行動等への対策を推進します。	児童生徒支援課
69	やまびこ教育相談室	不登校や行き渋りを始めとする、児童生徒や保護者の悩みや不安に対する面談や電話での相談を行います。 また、やまびこ教室にて、不登校児童生徒への学校や家庭以外で過ごせる居場所を提供します。	教育研究所

34	草津市民生委員児童委員協議会事務局活動支援 (再掲)	市社会福祉協議会が事務局として、毎月1回総務会、必要に応じ総務委員会を開催し、関係機関などからの情報提供や協議を実施します。 5部会2委員会1連絡会をはじめとした民生委員児童委員協議会活動が有効に機能するよう、職員の学区担当制による情報提供やアドバイスを行い、円滑に活動が行えるよう支援、協力します。	健康福祉 政策課 市社協
13	心配ごと相談所の開設 (再掲)	市社会福祉協議会が住民からの相談窓口として「心配ごと相談所」を開設し、相談内容に応じた助言や支援機関・法律相談の案内を行うことを通じて孤立の解消をはかります。	健康福祉 政策課 市社協

基本施策5 女性の自殺対策を推進する

課題

女性の自殺者数は男性に比べて低く推移しているものの、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年以降は増加傾向にあります。また、女性の自殺未遂者の割合が高くなっています。これらの状況に加え、女性は、新型コロナウイルス感染症拡大による生活環境の変化等影響を受けやすいとされていることから、女性の自殺対策を推進する必要があります。

方向性

家族関係における問題や孤立等、不安を抱える女性に対する相談支援を行います。また、心身の不調や育児不安等を抱える妊産婦に対して、早期に関係機関が連携・支援を行い、安心して子育てができる支援体制を推進します。

■ 女性への支援の充実

No	事業名称	事業内容	担当所属
70	男女共同参画センター相談事業	一人ひとりが本来持っている力を発揮できるように、家族関係の悩み、DV、自身の生き方など多様な悩みをお聴きし、自らの力で悩みや問題を解決していくことができるよう支援します。 また、相談内容に応じて適切な関連機関等の紹介を行います。	男女共同参画センター
71	女性のためのカウンセリング	フェミニストカウンセラーによる女性のためのカウンセリングを実施します。女性の抱える悩みをジェンダーの視点から分析し、本来持っている力を発揮できるよう相談に応じます。	男女共同参画センター
43	草津市社協チューリップ事業（再掲）	貧困・孤独・孤立により不安を抱える女性が社会のつながりを回復できるよう、生理用品や食糧品の提供を通じて相談や各種サービス・支援者につなげます。	市社協

■ 妊娠や子育てにおける支援の充実

No	事業名称	事業内容	担当所属
11	総合相談(母子健康手帳交付時相談)(再掲)	<p>母子健康手帳交付時に、マタニティブルーや産後うつ、妊産婦健康診査、産後ケア事業について情報提供を行うことで、妊産婦の健康づくりに関する啓発を行います。</p> <p>また、妊娠期から出産、子育て期までの伴走型支援と経済的支援を一体的に実施するため、出産応援事業を実施して相談体制の充実をはかります。</p>	子育て相談センター
12	すこやか訪問事業(再掲)	<p>乳児がいる家庭に訪問を行い、親子の心身の状況や養育環境を把握するとともに、様々な不安や悩みに対する助言や子育て支援サービスの情報提供を行うことで、育児に係る不安の軽減をはかります。</p> <p>すこやか訪問1回目においてはエジンバラ産後うつ病質問票を活用して産婦の心身状況を確認し、産後うつについて正しい知識の啓発を行い、必要時支援を行います。</p> <p>また、妊娠期から出産、子育て期までの伴走型支援と経済的支援を一体的に実施するため、子育て応援事業を実施して相談体制の充実をはかります。</p>	子育て相談センター
72	産婦健康診査費用助成	<p>産後うつの予防や新生児への虐待予防等をはかるため、産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援および医療機関との連携を強化し、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の充実をはかります。</p>	子育て相談センター
73	産後ケア事業	<p>産後4か月未満(早産児や低出生体重児の場合は、出産予定日を基準にした修正月齢、流産死産も含む)の女性とお子さんで家族等から十分な家事・育児の援助が受けられない、心身の不調や育児不安がある人を対象に、医療機関での宿泊サービス、または助産師による訪問サービスによって、産後の不安や負担を軽減、育児不安を解消し、安心して子育てができるよう支援します。</p>	子育て相談センター

基本施策6 高齢者の自殺対策を推進する

課題

「地域自殺実態プロファイル」において、「子ども・若者」や「生活困窮者」等とともに、「高齢者」は本市の重点対象者として挙げられています。また、高齢者は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、病気への不安の増大や社会参加の制限等、様々な影響を受けていることから、高齢者の自殺対策を推進する必要があります。

方向性

周囲の人々とのつながりの希薄化や健康問題等により、閉じこもりや孤立・孤独状態に陥ることで自殺のリスクを抱える高齢者への相談支援が必要です。高齢者本人やその家族等への支援を行うとともに、地域とつながりながら安心していきいきと暮らし続けることができる地域づくりをすすめていきます。

相談窓口の普及啓発

No	事業名称	事業内容	担当所属
74	地域包括支援センターの周知活動	地域における関係機関のネットワーク構築をはかるとともに、市民や地域の関係者が集まるさまざまな機会を捉え、相談窓口である地域包括支援センターの周知活動を行います。 9月を地域包括支援センターPR月間とし広報特集記事を掲載するとともに、ホームページ、転入者へのチラシ配布、協力店舗におけるPRカード設置・配布等により幅広い世代への周知をはかります。	長寿 いきがい課

高齢者への相談支援の充実

No	事業名称	事業内容	担当所属
75	主任介護支援専門員連絡会等の実施	自殺念慮のある高齢者への支援について高齢者を支援する医療介護関係者と共有をはかります。	長寿 いきがい課
76	総合相談事業	中学校区ごとに地域包括支援センターを設置し、地域の高齢者やその家族等に対して在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関と調整し、在宅生活の支援を行います。	長寿 いきがい課
77	高齢者の虐待防止	高齢者虐待の通報受付、事実確認、初動会議、処遇検討会議、評価会議の実施、高齢者・養護者の支援を行います。 また、虐待防止について啓発を行います。	長寿 いきがい課

■ 高齢者の健康づくり・居場所づくりの推進

No	事業名称	事業内容	担当所属
17	地域介護予防活動支援事業（再掲）	地域で主体的に介護予防に取り組めるよう、出前講座による啓発など介護予防活動の育成や活動継続につながる支援を行います。	長寿 いきがい課
34	草津市民生委員児童委員協議会事務局活動支援（再掲）	市社会福祉協議会が事務局として、毎月1回総務会、必要に応じ総務委員会を開催し、関係機関などからの情報提供や協議を実施します。 5部会2委員会1連絡会をはじめとした民生委員児童委員協議会活動が有効に機能するよう、職員の学区担当制による情報提供やアドバイスをを行い、円滑に活動が行えるよう支援、協力します。	健康福祉 政策課 市社協
13	心配ごと相談所の開設（再掲）	市社会福祉協議会が住民からの相談窓口として「心配ごと相談所」を開設し、相談内容に応じた助言や支援機関・法律相談の案内を行うことを通じて孤立の解消をはかります。	健康福祉 政策課 市社協
38	地域サロン活動支援（再掲）	市社会福祉協議会が高齢者の地域サロン活動を支援します。サロン活動を通して、社会参加が困難となった高齢者やひきこもりがちな高齢者の見守り活動を推進し、身近な場所で支え合う関係づくりや介護予防と自立促進につなげます。	長寿 いきがい課 市社協

■ 地域包括ケアシステムの構築・推進による支援体制整備

No	事業名称	事業内容	担当所属
78	生活支援体制整備事業	多様な主体による生活支援体制の充実・強化など、地域における支え合いの体制づくりを推進するとともに、高齢者の社会参加や生きがい、介護予防を一体的に推進していきます。	人とくらし のサポート センター
79	地域ケア会議推進事業	地域の課題を明らかにし、高齢者が安心して地域で暮らし続けられるための方策を検討します。	長寿 いきがい課

基本施策7 生活困窮者の自殺対策を推進する

課題

「地域における自殺の基礎資料」によると、自殺者の原因・動機として、「経済・生活問題」は「家庭問題」や「健康問題」とともに高くなっており、「地域自殺実態プロファイル」においても、自殺の主な背景に「生活苦」が含まれていることから、生活困窮者の自殺対策を推進していくことが必要です。

方向性

生活困窮の背景には、経済的な困窮をはじめ、心身の状況、家族の課題、生活環境等があり、また、これら課題が複合的に重なっていることが少なくありません。様々な課題に対し、必要な支援へつなげ、社会的に孤立しない環境を整えるとともに、生活困窮者自立支援事業における相談対応に加え、多機関連携による包括的な支援体制の構築をはかります。

生活困窮者への支援の充実

No	事業名称	事業内容	担当所属
61	生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援) (再掲)	生活困窮者の状態に応じた、自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業等の支援を行うとともに、就労経験のない方や、ひきこもり状態にある方が一般就労を目指すための訓練を行う就労準備支援事業を実施します。	人づくり のサポ ーター センター
80	就労に関しての相談	就労支援相談員による就職困難者等にかかる相談業務において、相談や情報提供に併せて健康相談やメンタル面についてもヒアリングを行い、必要に応じて関係機関との連携をはかり、相談者に配慮しながら取り組みます。	人づくり のサポ ーター センター
81	生活保護業務	生活保護の相談に来られた方に対し、抱えている諸問題を把握し、生活保護制度の仕組みについて説明した上で、生活保護の申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を受理します。 また、生活保護適用後は、窓口や訪問時に身の回り等に関する相談を聞き、適切な助言を行います。	生活支援課

36	草津フードバンクセンター事業（再掲）	市社会福祉協議会がボランティア団体とともに、食をテーマとした地域福祉活動や生活に困窮している世帯に対し、草津フードバンクセンターに集まった食糧を無償提供します。 また、より多くの市民や企業・団体から御理解と御協力を得られるよう、事業内容の周知啓発に取り組めます。	健康福祉 政策課 市社協
40	生活つなぎ資金貸付（再掲）	市社会福祉協議会が一時的に生活困難な状態に陥った世帯に対し、経済的不安の軽減をはかるために一定期間のつなぎ資金の貸付を行います。	市社協
41	生活福祉資金貸付（再掲）	市社会福祉協議会が様々な事由により経済的困難を抱えている世帯に対し、経済的不安の軽減をはかるために資金貸付を行います。	市社協
43	草津市社協チューリップ事業（再掲）	市社会福祉協議会が貧困・孤独・孤立により不安を抱える女性に対し、社会のつながりを回復できるよう、生理用品や食糧品の提供を通じて相談や各種サービス・支援者につなげます。	市社協

基本施策8 自殺未遂者の再度の企図を防ぐ

課題

自殺者の2割以上が、過去に自殺未遂の経験があります。自殺に追い込まれることがないように、自殺未遂者への相談支援の体制づくりに取り組んでいく必要があります。

方向性

自殺未遂者は再度の自殺企図の恐れがあり、自殺のリスクが高いとされることから、県との協力のもと、救急病院や関係機関との連携をはかり、適切な医療・相談支援を受けることができる体制づくりに努めます。また、家族や周囲の人等が見守れるよう、支援します。

■ 自殺未遂者への支援の充実

No	事業名称	事業内容	担当所属
64	こころの健康に関する相談（再掲）	こころの健康に関する相談を必要とする市民に対し、保健師が個別で相談を実施し、必要な支援や医療につなぐ等、関係機関と連携した支援を行います。	健康増進課
82	自殺未遂者への支援体制強化に向けた取組	湖南いのちサポート相談事業等により把握した自殺未遂者について、自殺未遂に至った原因や背景等について情報収集し、リスクアセスメントを行い、関係機関と連携しながら支援体制を整える等、支援体制強化に向けて取り組みます。	健康増進課

■ 家族や周囲の人等による見守りへの支援

No	事業名称	事業内容	担当所属
20	市民等対象ゲートキーパー養成研修（再掲）	市民のこころの健康やゲートキーパーの役割への理解を促進することを目的とし、ゲートキーパー養成研修を開催します。	健康増進課
22	ゲートキーパー養成研修の動画配信（再掲）	市民のこころの健康やゲートキーパーの役割への理解を促進することを目的とし、市YouTubeチャンネル等で動画配信を行います。	健康増進課

基本施策9 遺された人への支援を充実する

課題

自死によって遺された人の心理的影響を和らげるため、自死遺族会等との連携や相談体制の充実に取り組んでいく必要があります。

方向性

関係機関や自死遺族会とも連携し、相談体制の充実や支援を必要としている人に支援を届ける仕組みづくりを行います。特に、子どもや若者の自死は遺された周囲の人への影響が大きいいため、教育機関等と連携し支援します。

遺族等に対する相談体制の充実

No	事業名称	事業内容	担当所属
64	こころの健康に関する相談（再掲）	こころの健康に関する相談を必要とする市民に対し、保健師が個別で相談を実施し、必要な支援や医療につなぐ等、関係機関と連携した支援を行います。	健康増進課
83	遺族への情報提供（グリーフケアのリーフレット）	遺族や周囲の人が対処方法や相談窓口に関する情報を知り、適切に対処・相談できるよう、死亡届出者等にリーフレットを配布します。	健康増進課

自死遺族会等との連携

No	事業名称	事業内容	担当所属
64	こころの健康に関する相談（再掲）	こころの健康に関する相談を必要とする市民に対し、保健師が個別で相談を実施し、必要な支援や医療につなぐ等、関係機関と連携した支援を行います。	健康増進課

学校等での遺された周囲の人の心理的影響への支援

No	事業名称	事業内容	担当所属
64	こころの健康に関する相談（再掲）	こころの健康に関する相談を必要とする市民に対し、保健師が個別で相談を実施し、必要な支援や医療につなぐ等、関係機関と連携した支援を行います。	健康増進課
67	スクールカウンセラー等活用事業（再掲）	スクールカウンセラーを市内小中学校に計9名配置し、不登校やいじめをはじめとする問題行動に対応します。	児童生徒支援課

基本方針 4**ネットワークを強化し総合的な自殺対策を推進します****基本施策 10 自殺予防を支える相談・支援を充実する****課題**

支援を必要としている人に早期に適切な支援を提供できるよう、引き続きわかりやすい情報発信や相談窓口職員等のスキルアップの機会を設けます。また、どこに相談しても適切な相談場所につながることでできる体制を整備していく必要があります。

方向性

相談支援のネットワーク体制の整備に取り組むとともに、相談窓口の啓発や、相談窓口職員等の人材育成を行います。また、自殺対策を効果的に推進するために、自殺対策に積極的な役割を担っている自死遺族会、断酒会、精神障害者家族会、いのちの電話等と連携します。

相談窓口のわかりやすい情報発信

No	事業名称	事業内容	担当所属
84	相談窓口の周知活動(リーフレット・ホームページ等)	悩みを抱えた人に相談窓口の情報が届くよう、相談窓口リーフレットを作成・設置するとともに、ホームページ等で周知します。	健康増進課
74	地域包括支援センターの周知活動 (再掲)	地域における関係機関のネットワーク構築をはかるとともに、市民や地域の関係者が集まるさまざまな機会を捉え、相談窓口である地域包括支援センターの周知活動を行います。9月を地域包括支援センターPR 月間とし広報特集記事を掲載するとともに、ホームページ、転入者へのチラシ配布、協力店舗におけるPRカード設置・配布等により幅広い世代への周知をはかります。	長寿いきがい課
85	妊産婦、乳幼児等に関する相談窓口の周知	広報、ホームページ、ポスター、相談窓口リーフレット、さわやか健康だより等で相談窓口の周知を行います。	子育て相談センター

相談支援の充実およびネットワーク体制の強化

No	事業名称	事業内容	担当所属
70	男女共同参画センター相談事業 (再掲)	家族関係の悩み、DV、自身の生き方などについての悩みをお聴きし、自らの力で悩みや問題を解決していくことが出来るよう支援します。 また、相談内容に応じて適切な関連機関等の紹介を行います。	男女共同参画センター

86	市民相談	<p>市民の暮らしの中での困りごとや心配ごとについて相談を受け、解決に向けた助言や専門相談機関等の案内を行います。</p> <p>また、必要に応じて関係機関と連携をはかり、不安感や負担感の軽減に努めます。</p>	生活安心課
87	消費生活相談	<p>消費生活に関する相談に対応するとともに、被害の防止に向けた消費者教育や啓発を行います。</p> <p>また、必要に応じて関係機関と連携をはかり、消費者被害に対する不安感や負担感の軽減に努めます。</p>	生活安心課
88	人とくらしのサポートセンター運営会議	<p>人とくらしのサポートセンター運営会議を開催し、重層的支援体制整備事業を通じた相談支援および連携支援体制にかかる検討やネットワークの構築をはかります。</p>	人とくらしのサポートセンター
80	就労に関する相談 (再掲)	<p>就労支援相談員による就職困難者等にかかる相談業務において、相談や情報提供に併せて健康相談やメンタル面についてもヒアリングを行い、必要に応じて関係機関との連携をはかり、相談者に配慮しながら取り組みます。</p>	人とくらしのサポートセンター
26	重層的支援体制整備事業 (再掲)	<p>複雑化・複合化した課題を抱えている自殺念慮者やその家族等に対して、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援を行えるよう、庁内関係課・関係機関等と連携しながら支援体制を整えます。</p>	人とくらしのサポートセンター
81	生活保護業務 (再掲)	<p>生活保護の相談に来られた方に対し、抱えている諸問題を把握し、生活保護制度の仕組みについて説明した上で、生活保護の申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を受理します。</p> <p>また、生活保護適用後は、窓口や訪問時に身の回り等に関する相談を聞き、適切な助言を行います。</p>	生活支援課
89	草津市障害児(者)自立支援協議会	<p>市内に居住する障害児(者)が、住み慣れた地域で安心して自立した社会生活を営むことができるよう関係機関が集まり、地域課題の抽出や共有を行い、地域の実情に応じた体制整備について議論を行います。</p>	障害福祉課

90	成年後見制度利用支援	成年後見制度の利用相談や周知・啓発について NPO法人に委託し、制度の利用促進をはかります。	長寿 いきがい課
76	総合相談事業（再掲）	中学校区ごとに地域包括支援センターを設置し、地域の高齢者やその家族等に対して在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関と調整し、在宅生活の支援を行います。	長寿 いきがい課
77	高齢者の虐待防止（再掲）	高齢者虐待の通報受付、事実確認、初動会議、処遇検討会議、評価会議の実施、高齢者・養護者の支援を行います。 また、虐待防止について啓発を行います。	長寿 いきがい課
34	草津市民生委員児童委員協議会事務局活動支援（再掲）	市社会福祉協議会が事務局として、毎月1回総務会、必要に応じ総務委員会を開催し、関係機関などからの情報提供や協議を実施します。 5部会2委員会1連絡会をはじめとした民生委員児童委員協議会活動が有効に機能するよう、職員の学区担当制による情報提供やアドバイスをを行い、円滑に活動が行えるよう支援、協力します。	健康福祉 政策課 市社協
13	心配ごと相談所の開設（再掲）	市社会福祉協議会が住民からの相談窓口として「心配ごと相談所」を開設し、相談内容に応じた助言や支援機関・法律相談の案内を行うことを通じて孤立の解消をはかります。	健康福祉 政策課 市社協
38	地域サロン活動支援（再掲）	市社会福祉協議会が高齢者の地域サロン活動を支援します。サロン活動を通して、社会参加が困難となった高齢者やひきこもりがちな高齢者の見守り活動を推進し、身近な場所で支え合う関係づくりや介護予防と自立促進につなげます。	長寿 いきがい課 市社協
91	子ども・若者支援協議会	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施をはかるため、必要な情報交換および連絡調整等を行います。	子ども家庭・ 若者課
92	ひとり親家庭等に関する相談	ひとり親家庭に対し、母子・父子自立支援員による相談対応や支援制度の利用を勧め、自立に向けた支援を行います。	子ども家庭・ 若者課

93	要保護児童対策地域協議会	要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦の早期発見および適切な支援を行うために必要な情報交換を行うとともに、支援対象児に対する支援の内容に関する協議を行います。	家庭児童相談室
94	総合相談	妊娠・出産・子育てに関する相談支援や情報提供、母子健康手帳交付時の全妊婦に対する相談を行うとともに必要な支援につなぎ、不安感や負担感の軽減に努めます。 また、妊娠期から出産、子育て期までの伴走型支援と経済的支援を一体的に実施するため、出産応援事業を実施して相談体制の充実をはかります。	子育て相談センター
95	妊産婦・乳幼児等に関する健康相談	母子保健事業を通して、保健師・助産師・保育士が相談を実施し、早期に支援の必要な方の把握や早期支援につなぎ、不安や負担の軽減に努めます。	子育て相談センター
72	産婦健康診査費用助成(再掲)	産後うつ予防や新生児への虐待予防等をはかるため、産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援および医療機関との連携を強化し、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の充実をはかります。	子育て相談センター

民間団体との連携強化

No	事業名称	事業内容	担当所属
96	精神保健啓発委託事業 (精神障害者家族会との連携・協働)	精神障害者が安心して暮らせる地域づくりに関わる講演会を開催します。実施は、草津市精神障害者家族会ひまわりの会へ委託して行います。	障害福祉課

97	自死遺族会、断酒会、いのちの電話等の民間団体の活動支援、連携・協働の推進	各団体の取組について情報収集を行うとともに、啓発等に向けて連携をすすめます。	健康増進課
----	--------------------------------------	--	-------

■ 各関係機関や福祉分野での人材育成の実施

No	事業名称	事業内容	担当所属
98	市職員への人権研修、管理者研修等	職員研修の実施や相談体制の整備を通じて、各自が他の職員等の自殺のサインに気付けるような労務管理や、健幸で働きがいのある職場環境の醸成に努めます。	職員課
99	市職員対象ゲートキーパー養成研修	市職員等を対象としたゲートキーパー養成研修を行います。	健康増進課
100	関係機関等の職員に対するゲートキーパー養成研修に関する啓発	関係機関等に対して、市民等対象のゲートキーパー養成研修の参加やゲートキーパー養成研修動画の閲覧を勧奨します。	健康増進課
101	相談業務従事者の資質の向上	こころの健康づくり、自殺対策等の研修会等への参加、事例検討の実施により、相談業務従事者の資質の向上に努めます。	健康増進課

■ 相談窓口担当者等支援者のこころのケアへの取組

No	事業名称	事業内容	担当所属
102	相談窓口担当者自身のメンタルケアについての学習機会の設定	相談窓口担当者が自身のメンタルケアについて学ぶことができるよう、ゲートキーパー養成講座や出前講座等を通じて学習機会を提供します。	健康増進課
58	研修会等への参加呼びかけ（自殺予防に関する普及啓発協議会等、スクールカウンセラー等活用事業担当者会議等）（再掲）	滋賀県教育委員会が主催する研修会等の周知および啓発、積極的な参加を呼びかけます。より多くの教員が研修に参加することで、子どものSOSをキャッチする力や指導力、実践力等の向上をはかる方法を培います。	児童生徒支援課

基本施策ⅠⅠ 庁内・地域における連携を強化し、自殺対策をすすめる

課題

本市における自殺者等の実態を踏まえ、社会全体の自殺リスクを低下させるため、推進会議や関係課会議の開催を継続するとともに、関係機関等との連携強化をはかり、市全体として自殺対策を推進できる体制づくりをすすめていく必要があります。

方向性

自殺が社会全体の問題であることを認識し、自殺対策に取り組む関係課や関係機関、地域がより強固な連携のもと、総合的な自殺対策を推進します。

関係課および関係機関との情報共有、施策の方向性の検討

No	事業名称	事業内容	担当所属
103	草津市自殺対策推進会議	「草津市自殺対策推進会議」を開催し、関係機関と共に自殺対策に関する情報を共有し、計画に基づき総合的な対策の推進、検討および評価を行います。	健康増進課
104	草津市自殺対策関係課会議	「草津市自殺対策関係課会議」を開催し、庁内関係各課が自殺対策にかかる情報を共有するとともに、計画に基づき具体的な自殺対策の施策の推進、検討および評価を行います。	健康増進課

第6章 推進に向けて

Ⅰ 自殺対策の推進における各主体の役割

自殺対策が最大限その効果を発揮して、「かけがえのない“いのち”を大切に
する社会」を実現するためには、市民、行政、関係機関、関係団体等が連携・協
働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのためには、それぞれに
期待される役割を果たせるよう、相互に連携・協働しながら取組を推進します。

(1) 市民・家庭の役割

現在はストレスの多い社会であり、誰もがこころの健康を損なう可
能性があります。そのため、自殺に追い込まれるという危機は「誰にで
も起こり得る危機」であり、「誰かに援助を求めることが適当」である
ということ、市民一人ひとりが理解し、自分自身や周囲の人のこころ
の不調に気づいた場合に、適切に対処できるようにすることが重要で
す。

家庭は、家族を迎え入れ、支える大切な場所です。身近な家族のこ
ころの不調に気づいた場合に、相談機関や医療機関等に相談することが
必要です。

(2) 教育機関の役割

子どものこころの健康への支援が、自殺対策につながることから、児
童生徒に対するこころの健康の教育や普及啓発の実施とともに、自殺
や自殺未遂が発生した場合の児童生徒等の心理的ケアに取り組むこと
が大切です。つらいときや苦しいときには助けを求めてよいというこ
とや助けを求める方法を学ぶ教育の推進に努めます。

(3) 地域の役割

地域の関わりは心身の不調や生活の変化に気づくことができる機会
でもあります。心身の不調等をきたしている人への周囲の人の声かけ
や地域の見守りが大切です。

(4) 職場・企業の役割

ストレスに対処するこころの健康づくりとともに、労働環境の改善
に対する取組が重要です。従業員の健康管理・健康づくりの増進は、生
産性の向上や創造性の向上等の効果も得られ、健康管理を経営的な視
点から考え、実践することが必要です。

(5) 関係機関・民間団体の役割

医療機関や福祉施設等の関係機関、弁護士会や司法書士会等関係団
体は、相互の連携により取組を推進するとともに、それぞれの専門的な
立場から、市民・学校・職場・地域における自殺対策につながる活動に
積極的に参画する役割を担っています。

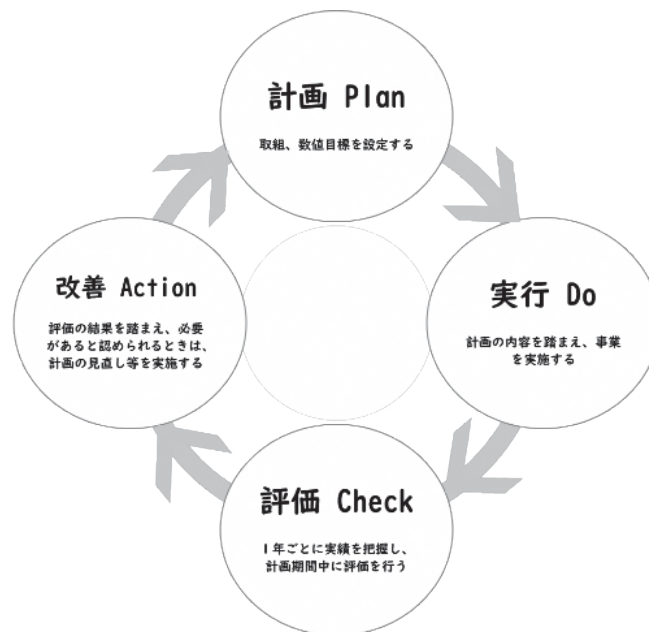
(6) 行政の役割

市民にとって身近な市においては、自殺対策行動計画を策定し、地域の現状や課題に沿った取組をすすめていくことが必要です。広く市民へ正しい理解を広めることや困っている人への相談・支援体制の充実、こころの健康づくりや地域で活動する団体への支援等、自殺対策の調整・推進役としての役割があります。

2 計画の推進体制

草津市自殺対策推進会議の構成団体等が相互に連携・協力をはかりながら、自殺対策に資する取組を実施します。

草津市自殺対策推進会議において、PDCA サイクルを通じて実施・達成状況の把握と評価を行い、必要時に見直しを行います。



(1) 草津市自殺対策推進会議

自殺対策の施策の検討および推進を目的として、関係機関や市民で構成し、自殺対策にかかる情報共有および「第3次草津市自殺対策行動計画」に基づき総合的な対策の推進、検討および評価を行います。

●会議構成メンバー

一般社団法人草津栗東医師会、救急医療機関、滋賀県司法書士会、一般公募市民委員
※、滋賀県自死遺族の会、滋賀いのちの電話、草津市まちづくり協議会連合会、社会福祉法人草津市社会福祉協議会、草津市民生委員児童委員協議会、草津商工会議所、ハローワーク草津、草津警察署、滋賀県南部健康福祉事務所
※3名の委員（他は各1名の委員）（令和5年度 計画策定時）

(2) 草津市自殺対策関係課会議

自殺対策に取り組む関係課が本市の自殺の実状について、情報を共有し、草津市自殺対策推進会議と相互に連携をはかり、「第3次草津市自殺対策行動計画」に基づき、自殺者数減少に向けた施策の推進、検討および評価を行います。

3 計画の公表および周知

本計画は、「広報くさつ」、市ホームページへの掲載および自殺対策の推進に関連する事業等の実施にあわせた啓発等を行い、公表および周知を行います。

資料編

第2次草津市自殺対策行動計画における目標指標ごとの結果・評価と基本施策ごとの主な取組・評価と課題

基本方針	1. 関係機関が連携し、総合的な自殺対策をすすめます	2. こころの健康づくりをすすめます		
目標指標	推進会議や関係課会議を年各2回開催し、自殺未遂者の実態を踏まえた自殺対策を検討します	大学・職場で若者を対象としたこころの健康づくりに関する取組を年1回以上行います		
結果・評価	両会議を年1~2回開催し、自殺に追い込まれる社会的な要因や自殺の実態を把握・分析することで、必要な取組を検討できました。また、庁内関係課や関係機関が情報を共有し、それぞれの役割を認識し、連携しながら計画を推進できました。	地域や企業、学校等において、様々な世代や対象の市民のこころの健康づくりに関する取組や啓発を実施することができました。特に、子ども・若者の自殺対策の推進に向けては、こころの健康づくりの啓発とともに、スクールカウンセラーの配置等による相談体制の強化がはかれました。		
基本施策	1. 自殺の実態を明らかにする	2. 関係機関が情報を共有し、連携して自殺対策をすすめる	3. 健やかなこころをはぐくむ	4. 子ども・若者の自殺対策を推進する
主な取組・評価	<p>①統計データ等による実態集計、分析</p> <p>▶死亡小票や「地域における自殺の基礎資料」、「地域自殺実態プロフィール」等、国・県からの情報を元に分析しました。</p> <p>②相談・支援等の実態の分析</p> <p>▶いのちサポート相談事業等の相談支援を通じて把握した自殺未遂者の状況について分析しました。新規ケース(R1~R4):69件</p>	<p>①関係課および関係機関との情報共有、施策の方向性の検討</p> <p>▶自殺対策推進会議、自殺対策関係課会議を年1~2回開催。自殺の実状等について共有し、自殺対策の推進に向けた協議を行いました。R3、R4の自殺対策関係課会議では、若者の自殺未遂者の割合が高いことから、若者の支援にあたる関係課とともに、事例検討や意見交換による実態・課題の共有を行いました。</p> <p>▶両会議において、以下のような課題が挙げられました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自殺対策の推進に向けては、「子どもがSOSを出せる教育の推進」「親への支援の充実」「周囲の大人が子どものSOSに気づき対応できる体制づくり」が必要 ・自殺未遂を繰り返し完遂に至る事例があり未遂者への丁寧な支援が必要 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響の長期化への懸念(勤務者等への影響) 	<p>①こころの健康づくりについての啓発</p> <p>▶市民や関係機関等を対象とした人権セミナーを年8回程度開催(R1~R3:ゲートキーパー養成研修と共催)し、人権と命の大切さについて啓発しました。</p> <p>▶自殺予防デーにおける街頭啓発、自殺予防週間、強化月間に合わせた広報くさつへの記事掲載等で、こころの健康や自殺予防の正しい理解に向けた情報発信を行いました。</p> <p>▶母子健康手帳交付時における保健師等による相談で妊娠中や産後の健康づくりに関する啓発を行うとともに、産後のすこやか訪問では産後うつについて正しい知識の啓発と相談支援を行いました。</p> <p>②職場におけるこころの健康づくりの推進</p> <p>▶企業において人権に関する啓発等で明るい職場づくりを働きかけるとともに、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの啓発を行いました。</p> <p>③社会参加といきがいづくりの推進</p> <p>▶いきいき百歳体操やまちづくりセンターにおける自主教室等、市民一人ひとりが楽しみやいきがいを持って暮らすことができるよう、活動への参加を促進しました。</p>	<p>①学校・地域におけるこころの健康づくりの推進</p> <p>▶中学校区ごとに人権教育実践交流会を開催、いのちや人権を大切にできる子どもの育成のため、「自分も大切、友達も大切」という心の育成や、子ども一人ひとりを認め「自尊感情」の育成をはかるなど、各学区の課題に対する具体的な取組について推進しました。</p> <p>▶市内全小中学校において、6月、9月に「いじめ防止啓発強化月間」の取組を児童生徒主体で行いました。</p> <p>▶いのちや人権の大切さ、いじめ防止の授業の中で、相談できる相手に相談することを伝え相談機関を紹介。いじめや教育相談等に関するアンケートの実施で子どもたちの状況をキャッチできるように取り組みました。</p> <p>②子ども・若者の相談体制の強化</p> <p>▶スクールカウンセラーを市内小中学校に計9名配置、児童生徒、保護者、教職員の相談に対応しました。R1~R4 延べ 6,896件</p> <p>▶草津市問題行動対策委員会、小中学校生徒指導主事主任会、中学校別グレードアップ連絡会を開催、いじめや不登校等の児童生徒の問題行動等への対策を推進しました。</p> <p>③教職員に対する啓発等</p> <p>▶自殺予防に関する研修会等への積極的な参加を呼び掛けました。R4年度には、A中学校で子どもの発達特性や思春期特有の心の発達を踏まえて、自殺未遂に至った生徒や親への対応についての理解を深めることを目的とし、教職員向け研修を実施しました。</p> <p>④若者への支援の充実</p> <p>▶若者が悩みの相談先として必要な情報を得ることができるよう、相談窓口リーフレット等で、国や県のSNS相談窓口を周知しました。</p> <p>▶生活困窮者自立支援事業や少年相談(就労支援プログラム)において、ハローワーク等の関係機関と連携し、若年無職者等の職業的自立に向けて支援しました。</p>
課題	新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念などが背景にあることを踏まえ、さらに分析をすすめる必要がありま	自殺の実態を踏まえ、社会全体の自殺リスクを低下させるため、自殺対策推進会議や自殺対策関係課会議の開催を継続するとともに、関係機関等との連携強化をはかり、市全体として自殺対策を推進できる体制づくりをすすめていく必要があります。	様々な世代・対象の市民が主体的にこころの健康づくりに取り組むことができるよう、引き続きこころの健康を支援する環境を整える必要があります。	SOSの出し方教育等による子どもが悩みを抱え込まず相談できる力の育成とともに、親や教職員等周囲の大人が子どものSOSをキャッチすることができるよう、周囲の大人に向けた支援体制を強化する必要があります。また、引き続き、若者が相談しやすい体制づくりをすすめていく必要があります。

3. 一人ひとりが気づき、孤立しない地域づくりをすすめます		4. 自殺予防の体制づくりを行います	
気づいて行動できる人を、年 50 人以上増やします		ゲートキーパーのステップアップ研修の新規受講者を、毎年 50 人以上にします	
新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、研修参加者自体が少なく、令和 2 年度以外は目標指標を下回りましたが、市民対象研修を毎年 1 回以上開催するとともに、相談窓口リーフレット等様々な機会を捉えて啓発を行うことができました。また、孤立しない地域づくりに取り組みました。 R1:18 人、R2: 51 人、R3: 23 人、R4: 39 人		新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、研修参加者自体が少なく、令和 2 年度以外は目標指標を下回りましたが、庁内職員や地域・福祉分野の職員向け研修を初級編・ステップアップ編として毎年開催することで、ゲートキーパーについて学ぶ機会を確保するとともに、相談窓口についての情報発信等を行うことで、支援を必要としている人に適切な支援を早期に提供できるよう努めました。 R1:43 人、R2: 62 人、R3: 28 人、R4: 26 人	
5. 気づいて行動できる人を増やす	6. 孤立しない地域づくりを行う	7. 相談支援のネットワークを強化する	8. 遺された人への支援を強化する
①地域住民を対象とした研修の実施 ▶市民等を対象にゲートキーパー養成研修を年 1 回開催(参加者数(R1~R4):176 人)。ロールプレイ等による実技を盛り込むことで、ゲートキーパーの役割等の実践的な理解につなげました。	①地域での孤立化防止への取組 ▶独居高齢者電話訪問事業として、傾聴ボランティアによる電話相談を実施しました(電話訪問回数(R1~R4):967 件)。 ▶子育て支援拠点施設運営事業として、子育てしている親子が気軽に利用し、交流できる場を提供しました(利用者延べ数(R1~R4):185,960 人)。 ▶民生委員・児童委員が地域の身近な相談役として、日常的な見守りや声かけ、個別支援が行えるよう、各種研修や活動を支援しました(草津市民生委員・児童委員協議会事務局活動支援)。	①相談窓口のわかりやすい情報発信 ▶相談窓口リーフレットを毎年度改訂、関係機関等に設置依頼。ホームページにも掲載しました。 ▶若者が悩みの相談先として必要な情報を得ることができるよう、相談窓口リーフレット等で、国や県の SNS 相談窓口を周知しました。	①遺族等に対する相談体制の充実 ▶自死遺族の会等の情報を相談窓口リーフレットに掲載しました。また、遺族向けリーフレット「ご存じですか?グリーフケア」を作成し、死亡届出者等へ配布し、支援を必要とする人への情報提供の機会としました。
	②ひきこもり者への支援の充実 ▶「ひきこもり支援担当者会議」で課題共有を行うとともに、新たに重層的支援体制整備事業を実施する等、早期相談につなげる体制構築に取り組みました。	②相談支援のネットワーク体制の充実 ▶制度の狭間にある人等を早期に発見し、関係機関が連携して支援できるよう、相談支援のネットワーク体制の拡充を行いました。	②自死遺族会等との連携 ▶自死遺族の会のリーフレットを健康増進課窓口を設置するとともに、広報くさつへの記事を掲載する中で、連携をはかりました。
		③民間団体との連携強化 ▶自殺対策推進会議等において、自死遺族の会、いのちの電話等の各団体の取組について情報収集しました。情報掲載した相談窓口リーフレットを広く配布しました。	③学校での遺された周囲の人の心理的影響への支援 ▶スクールカウンセラーを市内小中学校に計 9 名配置、児童生徒、保護者、教職員の相談に対応した。その中で、遺された周囲の人の心のケアを行う等、相談体制を確保することができました。
		④各関係機関や福祉分野での人材育成の実施 ▶庁内職員向けゲートキーパー養成研修を、年 3 回程度開催しました(参加者数(R1~R4):541 人)。	
		⑤相談窓口担当者等支援者のこころのケアへの取組 ▶ゲートキーパー養成研修等の機会に、支援者自身のメンタルケアについての内容を盛り込み、啓発を行いました。	
誰もがこころの不調に気づき行動することで、本人とともに家族や周囲の人を支えられるために、ゲートキーパーの役割等について学ぶ機会をより多くの市民に提供する必要があります。	地域や庁内、関係機関との連携を更に強化し、孤立しない地域づくりに取り組むとともに、ひきこもり者支援については重層的支援体制整備事業を活用し強化していく必要があります。	支援を必要としている人に早期に適切な支援を提供できるよう、引き続きわかりやすい情報発信や相談窓口職員等のスキルアップの機会を設けるとともに、どこに相談しても適切な相談場所につながることで体制を整備していく必要があります。	自死によって遺された人の心理的影響を和らげるため、自死遺族会等との連携や相談体制の充実に取り組んでいく必要があります。

用語集

用語	説明
ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のことで従来の I T に代わって、通信ネットワークによって情報が流通する事の重要性を意識して使用される。
SDG s	Sustainable Development Goals の略で、地球規模の課題に対応するため、2015 年の「国連持続可能な開発サミット」で 193 のすべての国連加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中に盛り込まれた、2030 年までの国際目標。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策等の 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられており、社会・経済・環境上の様々な課題への対応と解決に向け、世界各国の市民・企業・行政が協働しての取組が進んでいる。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）をはかることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。
自殺総合対策大綱	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものであり、おおむね 5 年を目途に見直すこととされている。直近では令和 4 年（2022 年）10 月に新たな「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。
自殺対策基本法	自殺対策基本法は、年間の日本の自殺者数が 3 万人を超えていた日本の状況に対処するため制定された法律である。平成 18 年（2006 年）に公布、同年 10 月 28 日に施行され、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日に改正された。
重層的支援体制整備事業	市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
地域共生社会	制度や分野ごとの「縦割り」の考え方や、福祉は与えるもの、与えられるものといったような、「支え手側」と「受け手側」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民や福祉関係者が地域づくりを「わがこと」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしといきが、地域を共に創っていく社会のこと。
パブリック・コメント	政策形成過程で、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して、政策決定を行うもの。



草津市は 誰もが生きがいをもち、健やかで
幸せに暮らすことのできるまちを目指しています

第3次草津市自殺対策行動計画

～かけがえのない“いのち”を大切にする社会の実現を目指して～

令和6年3月発行

発行：滋賀県 草津市 健康福祉部 健康増進課

〒525-8588

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

TEL 077-561-2323 FAX 077-561-0180

